



太宰府市

太宰府市国土強靱化地域計画

～令和の都に ふさわしい
強くしなやかな 地域づくりを目指して～

福岡県太宰府市
令和4年9月

はじめに

本市は、これまでに数々の風水害に見舞われ、四王寺山の治山対策、二級河川御笠川の治水対策をはじめ、地域防災計画の見直しや各自治会における自主防災組織結成への支援など、防災体制の強化に努めてまいりました。

また、国、県においては、過去の度重なる大災害から得られた教訓を踏まえ様々な対策が強化整備されてきました。

しかしながら、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、北部九州豪雨、西日本豪雨、令和元年の台風19号による大雨・暴風など想定を超える大規模自然災害の発生は、多大な人的・物的被害や復興の長期化をもたらし、国民の生活、経済に大きなダメージを与えました。

このような事態を避けるためには、『第一に人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならないよう迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを、平時から構築するための継続的な取り組みが重要』とされ、国において平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行されました。

また、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（基本計画という。）」が策定され、福岡県では、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（強くしなやかな地域づくりを目指して）が策定されました。

本市においても近い将来、「警固断層」による地震災害で大きな被害を受けることが想定されており、また、風水害については、県が管理する「御笠川」の洪水浸水想定が平成30年4月に見直しされ、さらに令和4年5月に鷺田川、大佐野川及び山の神川が洪水浸水想定区域に追加されています。

これらの想定される災害から市民の生命を守り被害を最小限に抑えるためには、国、県のみならず地方公共団体や民間事業者、地域住民など、様々な関係者が協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから「太宰府市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、太宰府市国土強靱化地域計画を基本として国土強靱化に関する施策を推進し、大規模自然災害、特に、風水害、地震等の災害がいつ発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めていきます。



昭和48年寒冷前線による大雨災害



防災訓練の様子（消火器の取扱操作）

目 次

はじめに

I	計画策定の目的	1
II	計画の基本目標	1
III	計画の位置付け	1
IV	計画の策定手法	2
V	計画期間	2
第1章	本市の地域特性	3
1	市の特性	3
(1)	地 形	3
(2)	地 質	3
(3)	水 系	4
(4)	気 象	4
(5)	人口・世帯数	5
2	自然災害に関する特性	6
(1)	風水害	6
(2)	地震災害	9
(3)	対象自然災害	10
第2章	地域強靱化を推進する上での基本的な方針	15
第3章	本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	16
第4章	強靱化施策の推進方針	19

I 計画策定の目的

東日本大震災や熊本地震などの経験を通じ、平時から大規模災害等に対する備えを行うことの重要性が認識され、国においては、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組を推進している。

本市は、四王寺山の土砂災害、台風や集中豪雨などによる御笠川流域の風水害や、今後30年以内の地震発生確率がSランク（高い）の警固断層、Zランク（不明）の宇美断層に対する備えが重要な課題となっている。このような大規模災害に対し、市民の生命・財産、地域社会を守るため、市民や事業者等、国や県等と一体となって国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として本計画を策定する。

II 計画の基本目標

どのような自然災害が発生しようとも、最悪の事態に陥ることが避けられるよう「しなやかで強靱」な行政の機能や地域社会・地域経済をつくり上げるために、次の4項目を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進する。

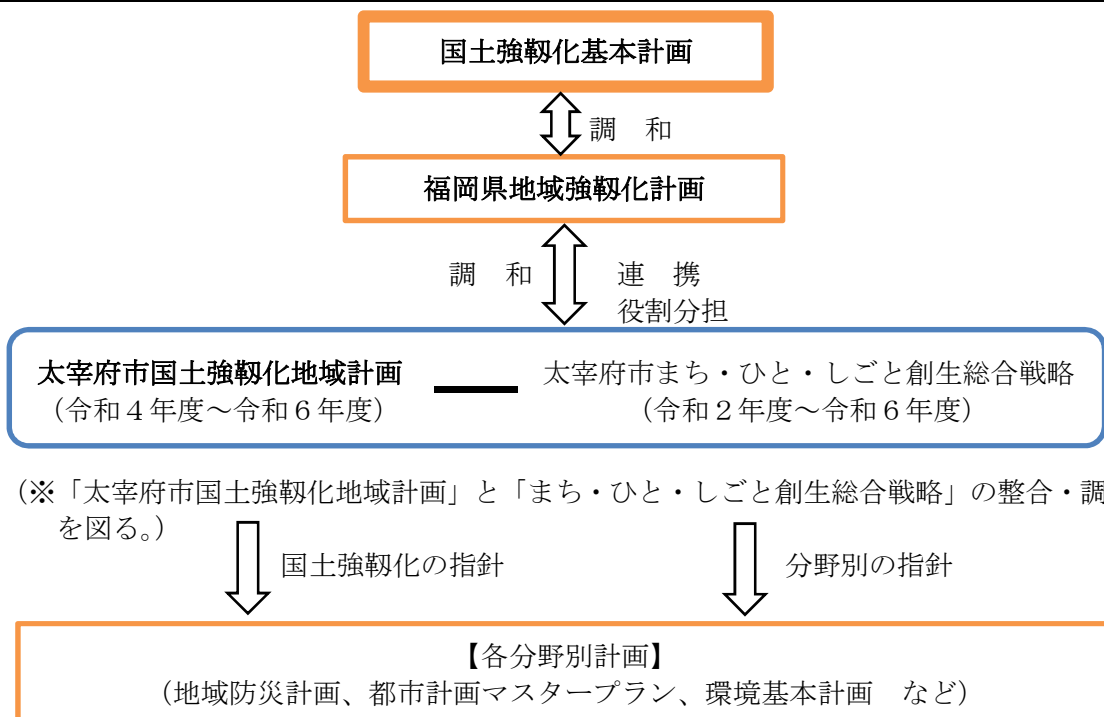
- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興が図られること

III 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、市の地域防災計画をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と並列に位置づけ、本市の様々な分野別計画における強靱化に関する施策を総合的に推進するための指針とする。なお、本計画は、基本法第14条に基づき、県の計画及び基本計画との調和を図るものとする。

《参考》国土強靱化基本法(抜粋)⇒(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



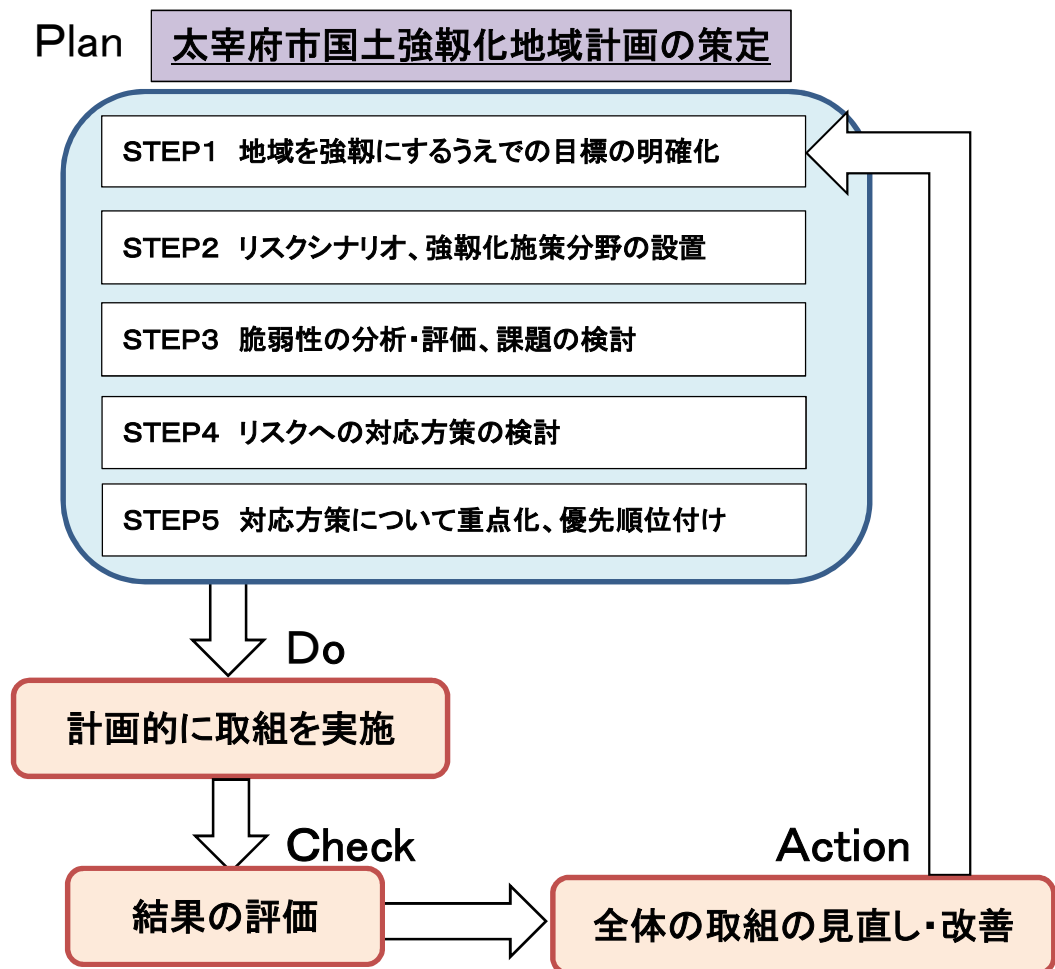
Ⅳ 計画の策定手法

国の基本計画では、基本的な計画の進め方として、

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
 - ②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と影響を分析・評価したうえで、目標に照らして脆弱性を特定
 - ③脆弱性を分析・評価し、その脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
 - ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
 - ⑤その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善
- というPDCAサイクルを繰り返し、国全体の強靱化の取組を推進することとしている。

また、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば国家として致命的影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定、その事態を回避するために現状で何が不足しこれから何をすべきか、という視点から政府省庁横断的な「プログラム（目標を達成するための施策群）」を検討するアプローチが導入されている。

本市においても、国・県が用いた手法を参考に、次の流れにより計画を策定し、PDCAサイクルを繰り返しながら、取組を推進する。



Ⅴ 計画期間

福岡県地域強靱化計画との調和、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間との整合性を図るため、計画期間を令和4年～令和6年度の3年間とする。

今後、福岡県の計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に変更があった場合は、随時見直しを行い、取組を推進していく。

第1章 本市の地域特性

1 市の特性

本市は、福岡市の南東約16kmに位置し、北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接している。市域は29.60km²で、北に四王寺山、東に宝満山があり、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して市街地を通り、途中鷺田川、大佐野川と合流し末は博多湾に注いでいる。

約1,300年前、当時の太宰府には、九州全体を治める「大宰府」(オオミコトモチノツカサ)という大きな役所が置かれ、約500年の長い間、その役割を果たしていた。現在もその歴史をしのばせる大宰府跡、水城跡、観世音寺、太宰府天満宮や平成17年10月に開館した九州国立博物館など、市内に数多くの史跡や名所が存在しており、令和元年度は、年間約81.8万人の観光客が訪れている。

高度経済成長の影響を受けて、福岡都市圏の住宅都市化に伴って大規模な宅地開発や大学の立地、交通幹線網の整備が進み、人口が急増した。昭和55年(国勢調査)には人口が50,273人となり、昭和57年4月1日に全国651番目の市制を施行し太宰府市が誕生した。

令和2年の国勢調査では人口が73,164人となり、令和4年4月1日には市制施行40周年を迎え、人口は現在も微増を続けている。

本市は、市内に九州自動車道、国道3号、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線・太宰府線などが走り、交通の便に恵まれた福岡市近郊の住宅都市である。また、市内には特別史跡や名所旧跡が点在し、史跡地が市域の約16%を占める史跡のまちであり、文化財や自然にめぐまれた観光都市であり、さらに市内に大学等が6校、高校が4校設置されるなど、交通、気候、風土、景観に恵まれた住宅・文教都市として発展を遂げている。

(1) 地 形

ア 本市の北には、大城山(410m)から大原山(354m)に連なる四王寺山の山系が位置し、東には、仏頂山(869m)、宝満山(829m)から南西方向の愛嶽山(439m)、高尾山(151m)に連なる山系が、また、南西には筑紫野市の天拝山(258m)から大野城市の牛頸山(448m)に連なる山系が位置している。

これらの山々に囲まれて、御笠川とその主流である鷺田川、大佐野川流域に平地が開けており、標高20～40mの地域が市役所等の位置する市街地となっている。

イ 太宰府市地形分類図の大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地はいずれも起伏が大きく、斜面20度以上が大半で30度以上の斜面の割合も高い。

- ・宝満山西側斜面は特に険しく、宝満山北方が太宰府市の最高点の仏頂山である。
- ・四王寺山の山頂付近は小起伏面になり、県民の森として利用されているが、太宰府市側は急斜面になっている。
- ・市南部の天拝山周辺は、丘陵性の山地で大規模宅地開発がなされている。

(2) 地 質

地質は花崗岩(中生代白亜紀の早良花崗岩)から成り、風化が進み崩壊を起こしやすい。

丘陵地も同様に地質は花崗岩であり、深層まで風化が進んでいるため、土地の改変が容易である。ここでは民家と急傾斜面とが隣接しており、がけ崩れの危険性が高い。

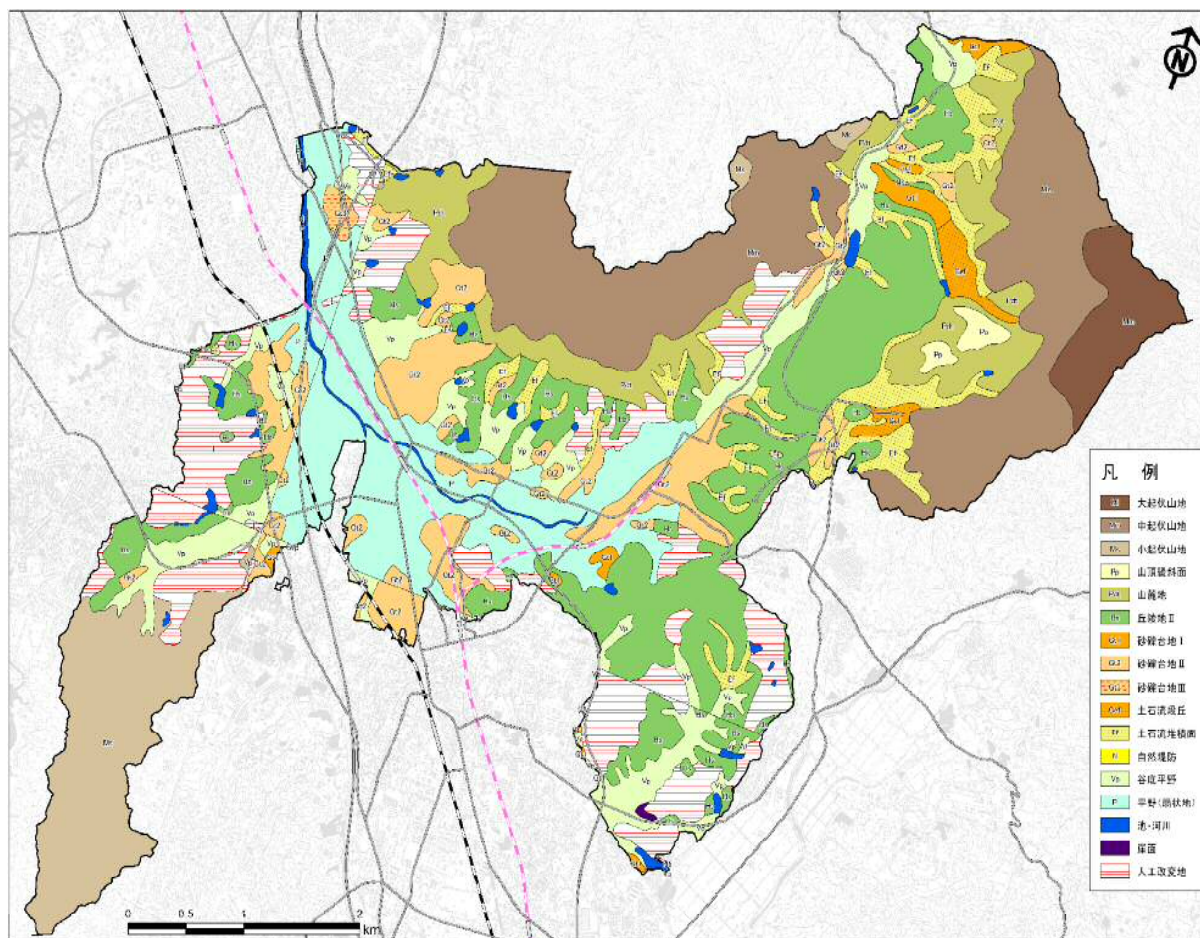
砂礫台地、土石流段丘、土石流堆積面は、低地と山地の中間部であり、斜面下部や溪流の出口付近では斜面崩壊、土石流などの土砂災害の可能性が高い。それ以外のところは、風水害・地震災害ともに危険性は少ない。地質は更新世(200万～1万年前)に堆積した砂礫・火山灰層が主である。

自然堤防、谷底平野は、古くは水田として利用されてきたところであり、現在では多くが宅地化されている。そのため洪水災害が起こりやすい。約2万年前以降の軟弱な泥、砂が堆積したところでは、地震時の揺れの増幅、液状化などが発生する可能性がある。

崖面、人工改変地は、丘陵地や砂礫台地、土石流段丘、土石流堆積面を改変した地形であり、従来から大規模宅地、ゴルフ場、学校等が建設されており、盛土地域が偏在し

ているため、地震や風水害に対して危険性が高い。

■太宰府市地形分類図



(3) 水 系

ア 本市のほとんどは博多湾に注ぐ御笠川水系に属し、宝満山の東側の一部が筑後川、有明海に注ぐ宝満川水系に属する。本市は市の中央部を北東から西方向に流下する御笠川によって二分されている。この御笠川は、市の中心部である五条地区より下流では川幅が比較的広く、河川改修も進みつつあるが、その上流では自然状態に近い狭い箇所が多くなっている。山地中の谷は樹枝状に入っているものが多く、かつ北東及び南西方向の谷に多く見られ、特に宝満山山系ではその傾向が大さい。

イ 市内には大きな天然の湖沼はなく、ほとんどが農業用のため池である。また、ダムについては、大佐野川上流の大佐野ダムと御笠川上流の北谷ダム、及び松川ダムの3箇所がある。

ウ 地下水については、現在もかなり利用されていることからみて、比較的豊富であると思われる。

(4) 気 象

ア 本市を含む北部九州は日本海型気候区に属し、年平均気温は15～16℃と比較的温暖な地域である。秋から春にかけて霧の発生も多く、盆地型の傾向を示し、冬季には霜が降り、氷結する日もある。

イ 気温は、日最高気温が8月には32.5℃、日最低気温は1月に1.9℃になる。月の平均気温では、最も高くなる夏の7～8月は27～28℃前後まで上がり、1～2月は6℃前後まで下がる。

ウ 降水量は、年間1,500～2,000mm程度で全国平均より若干多い傾向にある。月間降水量は6～7月の梅雨期が300mm前後で多くなっている。

エ 台風は、九州北部地方において、毎年平均約3個が接近している。

オ 市の向佐野区にある福岡県保健環境研究所内に、空間放射線量を24時間監視する副監視局（モニタリングポスト含む。）が設置されている。

■太宰府市の気象(平年値：平成3年～令和2年)

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)
1月	69.9	5.6	9.7	1.9	2.3
2月	74.3	6.6	11.1	2.4	2.3
3月	113.6	9.8	14.7	5.2	2.4
4月	134.8	14.6	20.0	9.7	2.4
5月	145.8	19.4	24.9	14.5	2.2
6月	282.2	23.0	27.6	19.3	2.0
7月	359.0	26.8	31.2	23.6	2.1
8月	237.0	27.7	32.5	24.2	2.1
9月	183.9	23.9	28.7	20.0	1.8
10月	96.9	18.4	23.7	13.9	1.8
11月	86.1	12.8	17.8	8.4	1.9
12月	68.6	7.6	12.0	3.6	2.2
年	1851.9	16.3	21.2	12.2	2.1

資料：気象庁「気象統計表」

■台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
本土接近					0.2	0.4	1.0	1.6	1.9	0.9			5.8
九州北部接近					0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8

資料：気象庁「気象統計情報」

(5) 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、昭和50年に36,553人、10,155世帯であったのが、平成12年は66,099人、24,548世帯、平成17年は67,087人、25,448世帯、平成22年には70,482人、27,850世帯と大きく増加し、平成27年は72,168人、29,107世帯、令和2年は73,164人、30,945世帯となっている。

また、世帯あたりの人員については、昭和50年の3.60人／世帯から平成12年は2.69人／世帯、平成22年には2.53人／世帯、平成27年には2.48人／世帯、令和2年は2.36人／世帯となっている。

こうした動向の背景には、福岡都市圏の膨張とともに、大規模開発による住宅地の拡大、大学の立地等によって新しいまちが形成され、他市町村からの人口が流入したためである。

2 自然災害に関する特性

(1) 風水害

本市において近年、発生した風水害(被害状況)は、次のとおりである。

■風水害履歴

No	年 月 日	被 害 状 況 (抜粋)
1	1953. 6. 25～29 (昭和 28 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 25 日～29 日にかけて九州北部に停滞し、福岡地方の 24～29 日の降水量が 624mm となるなど記録的な豪雨となった。 市では、御笠川、鷺田川が氾濫し、全壊 1 戸、半壊 2 戸、床上浸水 11 戸、床下浸水 57 戸の被害を生じた。
2	1959. 7. 13～16 (昭和 34 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 7 月 14 日に九州北部に停滞し徐々に南下したが、15 日には台風 5 号の北上に伴い再び九州北部まで移動した。13 日～16 日までの降水量は福岡地方で 285mm であった。 市では資料不足のため被害の詳細は不明であるが、がけ崩れ、浸水等の被害は九州北部の沿岸地方に多かった。
3	1959. 9. 16～18 (昭和 34 年) (台風 14 号)	この台風では最大風速が福岡で最大 38.1m/s となるなど、風や高潮被害が大きかった。市における被害は不明。
4	1963. 6. 29～7. 2 (昭和 38 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 29 日に日本海から九州北部に南下して、激しい豪雨となった。降雨は 30 日の 0～9 時までが最も激しく、1 時間雨量が 30～70mm になった。 市では資料不足のため詳細は不明であるが、筑紫野市ではがけ崩れ、浸水被害が多数発生した。
5	1972. 7. 3～13 (昭和 47 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が日本海から南下し、7 月 9 日～12 日ごろまで九州北部に停滞した。この間、前線を低気圧が次々に通過したため九州北部では断続的な豪雨に見舞われた。 市では、10 日～13 日の雨量が 563mm に達し、がけ崩れ、河川氾濫が多数発生し、救助法が適用された。被害状況は、全壊 2 戸、半壊 7 戸、床上浸水 173 戸、床下浸水 430 戸、がけ崩れ 30 箇所、道路被害 13 箇所、橋梁被害 2 箇所、鉄道被害 2 箇所など。
6	1973. 7. 30～31 (昭和 48 年) (寒冷前線による大雨)	日本海にある低気圧から南南西に延びる寒冷前線が、7 月 30 日ごろから南下し、春日市では時間雨量 115mm を記録するなど、九州北部に集中豪雨をもたらした。 市では時間雨量 62mm に達した。国分や原では土石流が発生し、死者 14 人、負傷 9 名を出すなどの大被害となり、救助法が適用された。このほかの被害状況は、全壊 11 戸、半壊 11 戸、床上浸水 275 戸、床下浸水 622 戸など。
7	1980. 8. 28～31 (昭和 55 年) (寒冷前線による大雨)	低気圧に伴った前線が 8 月 28 日～31 日にかけて九州北部に停滞し九州北部は大雨となった。 市では、28 日～31 日までの雨量が 406mm に達し、特に 29 日、30 日の雨量はそれぞれ 166mm、181mm であった。被害状況は、全壊 1 戸、半壊 2 戸、床下浸水 60 戸、崖崩れ 54 箇所、道路被害 11 箇所、河川被害 8 箇所、橋梁被害 1 箇所など。
8	1985. 8. 29～9. 1 (昭和 60 年) (台風 13 号)	この台風は九州各県を暴風域に巻き込み、記録的な暴風をもたらした。市における被害は不明である。

No	年 月 日	被 害 状 況 (抜粋)
9	1991. 9. 14 (平成 3 年) (台風 17 号)	中型で強い台風 17 号は、9 月 14 日午前 5 時半頃長崎市付近に上陸後、30～45km の速度で北上しながら県内を遮断し、県下各地（特に糸島郡で大被害）で山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫・浸水等多くの被害をもたらした。 市では、家屋の被害や、浸水地域はなかったものの、文教施設、水道施設等に被害が出た。
10	1991. 9. 27 (平成 3 年) (台風 19 号)	大型で非常に強い台風 19 号は、9 月 27 日九州の西海上を速度を増しながら北北東に進み、午後 4 時過ぎ長崎県佐世保市付近に上陸した。この台風は猛烈な風を伴い、雨による被害よりも風による被害が大きかった。福岡気象台の最大瞬間風速は 44.6m/s。甘木では 67m/s に達した。 市でも大きな被害となり、住宅の一部破損は 112 棟、文教施設の被害 82 箇所、道路被害 9 箇所、水道被害 13 箇所等に達した。
11	1999. 6. 29 (平成 11 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 29 日に日本海から九州北部に停滞し、激しい豪雨となった。降雨は 29 日の 9 時から 10 時までが最も激しく、1 時間雨量が 77 mm に達した。 市では、床上浸水 4 戸、床下浸水 6 戸、道路被害 7 箇所、河川被害 4 箇所、がけ崩れ、土砂崩れ 12 箇所に達した。
12	2003. 7. 18～19 (平成 15 年) (太宰府市 15. 7. 19 豪雨災害)	7 月 18 日夜～19 日未明にかけて、梅雨前線の活発化に伴い、猛烈な豪雨に見舞われた。福岡県の中央部に近い四王寺山、三郡山系では、気象庁の太宰府観測所で 1 時間に 99mm を観測するなど、記録的な集中豪雨に見舞われた。この雨で、太宰府市、飯塚市(旧筑穂町)を中心とした地域で、多数の土砂災害が発生し、大きな被害となった。 市の被害は、死者 1 人、負傷者(重症)3 人、負傷者(軽症)3 人、家屋の全壊 14 棟(15 世帯)、半壊 28 棟(28 世帯)、一部損壊 8 棟(8 世帯)、床上浸水 241 棟(248 世帯)、床下浸水 103 棟(119 世帯)、ブロック塀崩壊 11 棟(11 世帯)、道路等被害 174 箇所、水路 81 箇所、がけ・法面崩壊 171 箇所、土砂・土石 110 箇所、河川 118 箇所(県河川含む)であった。
13	2006. 9. 17 (平成 18 年) (台風 13 号)	台風の通過に伴い福岡では、9 月としては観測開始以来第 1 位(通年では、観測開始以来第 2 位)となる南の風 49.0m/s、飯塚では南南東の風 40.0m/s の最大瞬間風速を観測した。2 日間の総降水量の多い地点は、前原 140mm、福岡 86mm、篠栗 76mm、八幡 75mm などであった。 市では、住宅の一部損壊 6 棟、非住宅被害 4 棟であった。
14	2009. 7. 19～26 (平成 21 年) (中国・九州北部豪雨災害)	7 月 24 日の夕方から夜のはじめ頃を中心に大雨となり、19 時 25 分までの 1 時間に博多(福岡空港)で 116.0mm の記録的な雨が降るなど、19 時頃～21 時頃にかけて福岡地方、筑豊地方の各地で 1 時間 110mm 以上の記録的短時間大雨が発生した。また、17 時～21 時までの 4 時間に飯塚で 243.5mm、小倉南区頂吉で 220.0mm、篠栗で 213.5mm、博多(福岡空港)で 205.0mm など、200mm を超える大雨となった。 24 日～26 日までの総雨量は、太宰府で 618.0mm、飯塚で 568.0mm、那珂川町九千部山で 562.0mm、篠栗で 517.5mm、博多(福岡空港)で 517.0mm となっており、7 月の平年の月降水量の 2 倍近く降った所もあった。 市では、住宅の一部損壊 8 棟(8 世帯)、床上浸水 15 棟(15 世帯)、床下浸水 19 棟(17 世帯)、道路等被害 43 箇所、水路 49 箇所、がけ・法面崩壊 56 箇所、土砂・土石 21 箇所、河川 13 箇所となった。

No	年 月 日	被 害 状 況 (抜粋)
15	2010. 7. 14 (平成 22 年) (梅雨前線による大雨)	7 月 11 日に朝鮮半島南岸にあった梅雨前線は、その後、15 日にかけて九州北部から対馬海峡付近に停滞した。この梅雨前線に向かって、南から湿った気流が流れこむ状態が続いたため、県内各地で断続的に激しい雨を観測し、特に 14 日明け方から朝にかけては非常に激しい雨となったところがあった。 市では、北谷、石坂、三条で法面や擁壁の崩壊・崩落の被害が発生している。
16	2012. 7. 11～14 (平成 24 年) (梅雨前線による大雨) (7 月九州北部豪雨)	梅雨前線が南下し、7 月 11 日～14 日にかけて、九州北部地方に記録的な大雨をもたらした。4 日間の総降水量は、福岡県筑後地方などの各所で 500mm を超えた。 市では、4 日間で 329mm に達し、青山では造成間もない住宅地の擁壁が崩落した。
17	2014. 7. 30～8. 26 (平成 26 年) (平成 26 年 8 月豪雨)	日本海の低気圧が北東に進み、前線が北日本と西日本にのびた。この影響で、太宰府市太宰府で 1 時間に 98.5mm の猛烈な雨が降るなど、九州北部地方や四国地方、東北地方、北海道で日降水量が 100mm を超える大雨となった。 市では、床上浸水 2 棟 (1 世帯)、床下浸水 6 棟 (5 世帯) の被害が発生している。
18	2018. 7. 5～7. 7 (平成 30 年) (平成 30 年 7 月豪雨)	西日本に停滞した前線及び台風 7 号の影響で、西日本を中心に全国的に広い範囲で長時間の記録的な大雨となり、1 府 10 県に大雨特別警報発表、土砂災害や大規模浸水により約 220 名以上の死者行方不明者が発生し、激甚災害に指定された。 市では、5 日～6 日の総雨量が 457mm を記録、5 日に避難準備・高齢者等避難開始 (19 行政区)、次いで避難勧告 (同) を発令した。 その後の大雨特別警報発令に伴い避難指示 (緊急) を発令 (20 行政区) し、避難所 24 箇所を開設、計 436 名が避難した。 三条台区で小規模土石流により全壊 1 棟、また床下浸水 4 棟、がけ崩れ 27 箇所の被害が発生した。
19	2021. 8. 11～8. 18 (令和 3 年) (令和 3 年 8 月大雨)	停滞する前線の影響で九州を中心に、記録的な大雨になり福岡・佐賀・長崎県の 3 県には、大雨特別警報が発令されるなど最大級の警戒を呼びかけた。 市では期間中、総雨量 800.5mm、時間雨量最大 29mm となるなど、平年降水量 1,817mm (30 年間の平均降水量) の約 44%、8 月平年降水量の約 3.5 倍に達した。 開設した避難所 21 か所、人的被害はなかったが、土砂崩れ 4 か所、法面崩壊 4 か所、道路冠水 1 か所、原口池堤体 1 か所、計 10 件の被害が発生した。 この豪雨により、久留米市や大牟田市が浸水するなど県外でも浸水や土砂災害が発生した。

(2) 地震災害

福岡県において過去、及び近年に発生した地震は次のとおりである。

■影響を与えたと考えられる震災履歴

No	年月日	名称	緯度・経度	震央地	規模	被害状況
1	679 (天武7年)	—	130.5° ～131.0° E 33° ～ 33.5° N	水縄断層 の活動	M6.5 ～7.5	家屋倒壊が多く、約 10km の地割れを生じた。
2	1831. 11. 14 (天保2年)	—	130.3° E 33.2° N	肥 前	M6.1	佐賀城の石垣崩れ、侍屋敷・町郷に破損多く潰家もあった。詳細不明
3	1848. 1. 10 (弘化4年)	—	130.4° E 33.2° N	筑 後	M5.9	柳川で家屋倒壊あり。
4	1898. 8. 10 (明治31年)	—	130.2° E 33.6° N	福岡市 付近	M6.0	糸島半島で負傷者3名、家屋破損58他
5	1929. 1. 2 (昭和4年)	—	130.80° E 33.18° N	福岡県 南部	M5.5	小国地方で家屋半壊1、県道の亀裂、崖崩れ落石、石灯籠、墓石の転倒あり。
6	1929. 8. 8 (昭和4年)	—	130.32° E 33.62° N	福岡県	M5.1	雷山付近及び震央付近で、壁の亀裂、崖崩れ等を生じた。
7	1930. 2. 5 (昭和5年)	—	130.15° E 33.50° N	福岡県 西部	M5.0	福岡市の南南西15kmの雷山付近で小崖崩れ・小地割れなどがあった。7日12時35分頃強い余震
8	1966. 11. 12 (昭和41年)	—	130.16° E 33.04° N	有明海	M5.5	福岡では震度3
9	1991. 10. 28 (平成3年)	—	131.10° E 33.55° N	周防灘	M6.0	福岡では震度4 文教施設等に若干の被害
10	2005. 3. 20 (平成17年)	福岡県 西方沖 地震	130.10° E 33.44° N	福岡県 西方沖	M7.0	福岡市等で震度6弱 太宰府市観世音寺で震度4 市内被害は、重傷1名、軽傷1名、住家の半壊1棟、一部損壊174棟
11	2016. 4. 16 (平成28年)	平成28年 熊本地震	130.45° E 32.45° N	熊本県 熊本地方	M7.3	福岡県内で最大震度5強 太宰府市では震度4

(3) 対象自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性がある風水害と地震災害の二つの災害を対象とする。

ア 風水害

近年、温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化が顕著となり、台風も海水温の上昇に伴い大型化している。このような背景から、国においては水防法の規定により、新たに想定最大規模（24時間で966mm）の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定が義務付けられた。これに伴い、福岡県は、平成30年4月に御笠川、令和4年5月に鷺田川、大佐野川、山の神川の洪水浸水想定区域図を公表した。

本市では、度々、梅雨前線、台風、豪雨等により土砂災害や浸水害の被害を受けており、地質上の特性、中山間地域の宅地や集落の点在、御笠川等を含め、土砂災害の危険箇所及び浸水想定区域を多く抱えている。



昭和48年7月30～31日 寒冷前線による大雨



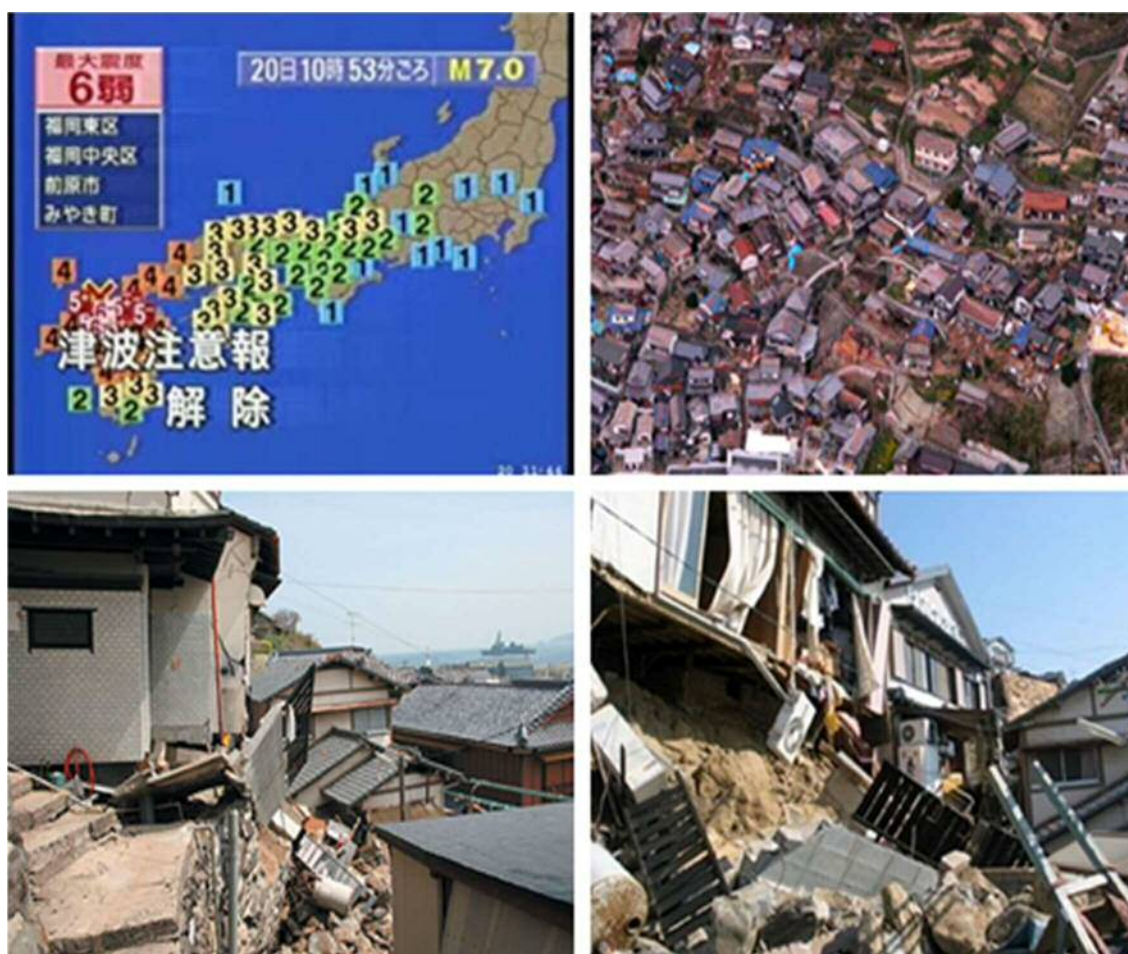
平成15年7月19日 豪雨災害

イ 地震災害

本市の位置からして、海溝型地震による直接的な被害（影響）は少ない。しかし、福岡県内で確認されている7つの活断層のうち、警固断層と宇美断層の2つが市を縦断しており、直下型地震（活断層型）の脅威が潜在している。

特に、平成17年3月20日、警固断層の北西部（約25km）が起因の福岡県西方沖地震（M7.0、震度6弱）が発災、玄界島や福岡市の中心部が大きな被害を受け、本市では、観世音寺で震度4を記録、重傷1名、軽傷1名、住宅半壊1棟、一部損壊174棟の被害が発生した。

国の調査では、今後30年以内の警固断層南東部の地震発生確率は、「Sランク（高い）」と上位にランクされ、依然として「歪」の蓄積が常態化しており、その脅威は継続されたままである。宇美断層の発生確率は、「Zランク（不明）」である。



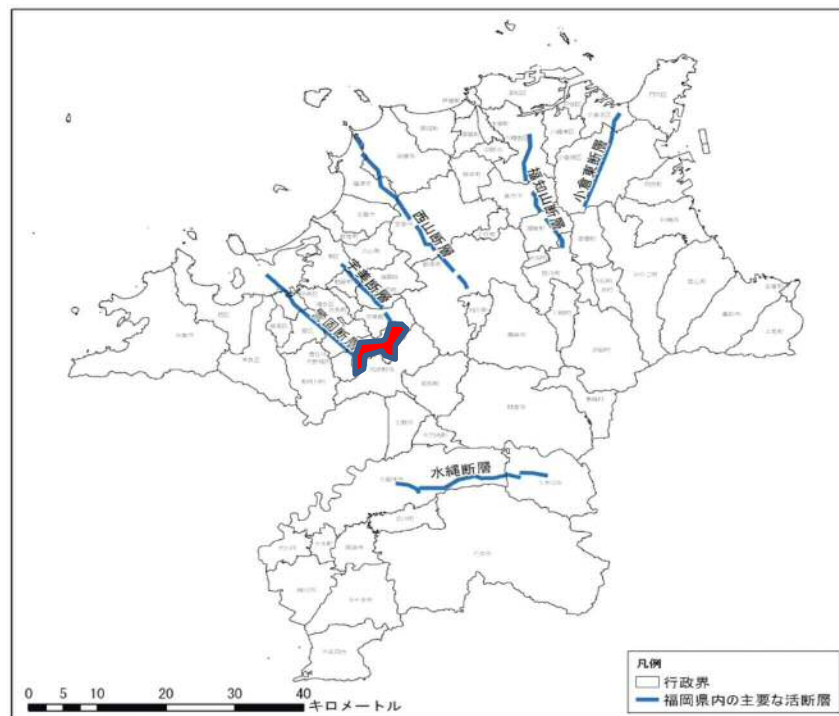
平成17年3月20日 福岡県西方沖地震(玄界島)

■太宰府市における地震想定

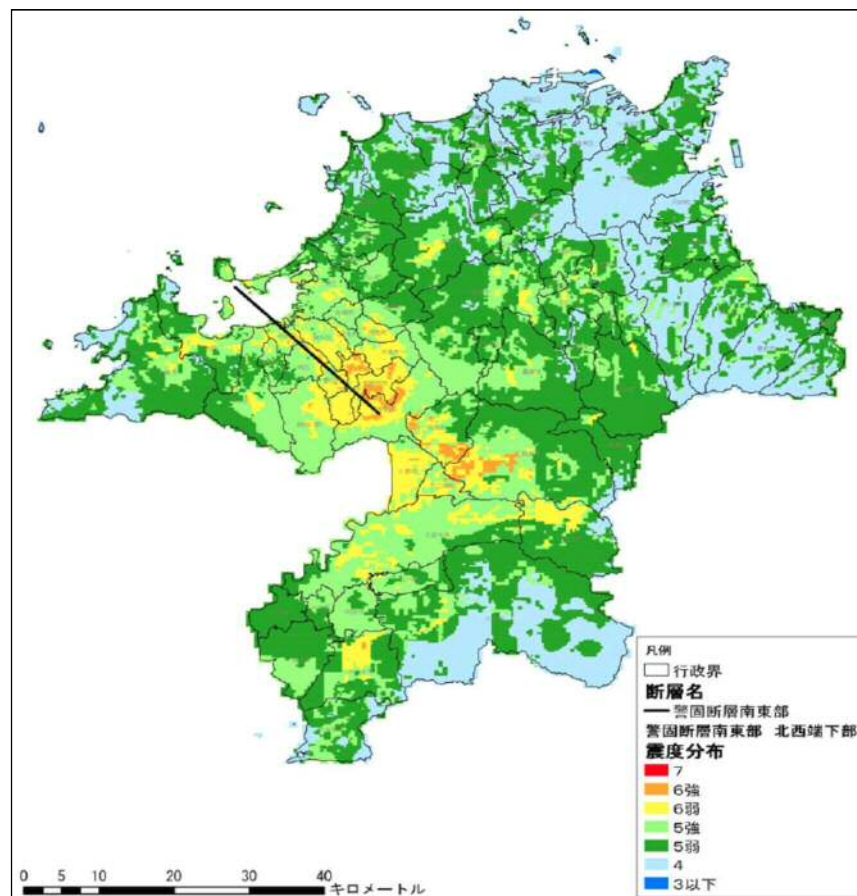
(福岡県防災アセスメント調査報告書 平成24年3月)

想定震源断層	警固断層（南東部）	宇美断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・深さ	幅 15 km 上端の深さ 2 km 下端の深さ 17 km	幅 9 km 上端の深さ 2 km 下端の深さ 11 km	10 km
震源断層の長さ	約 27 km	約 18 km	—
マグニチュード	7.2	6.9	6.9
断層破壊開始点	北西下部ほか	北西下部ほか	—

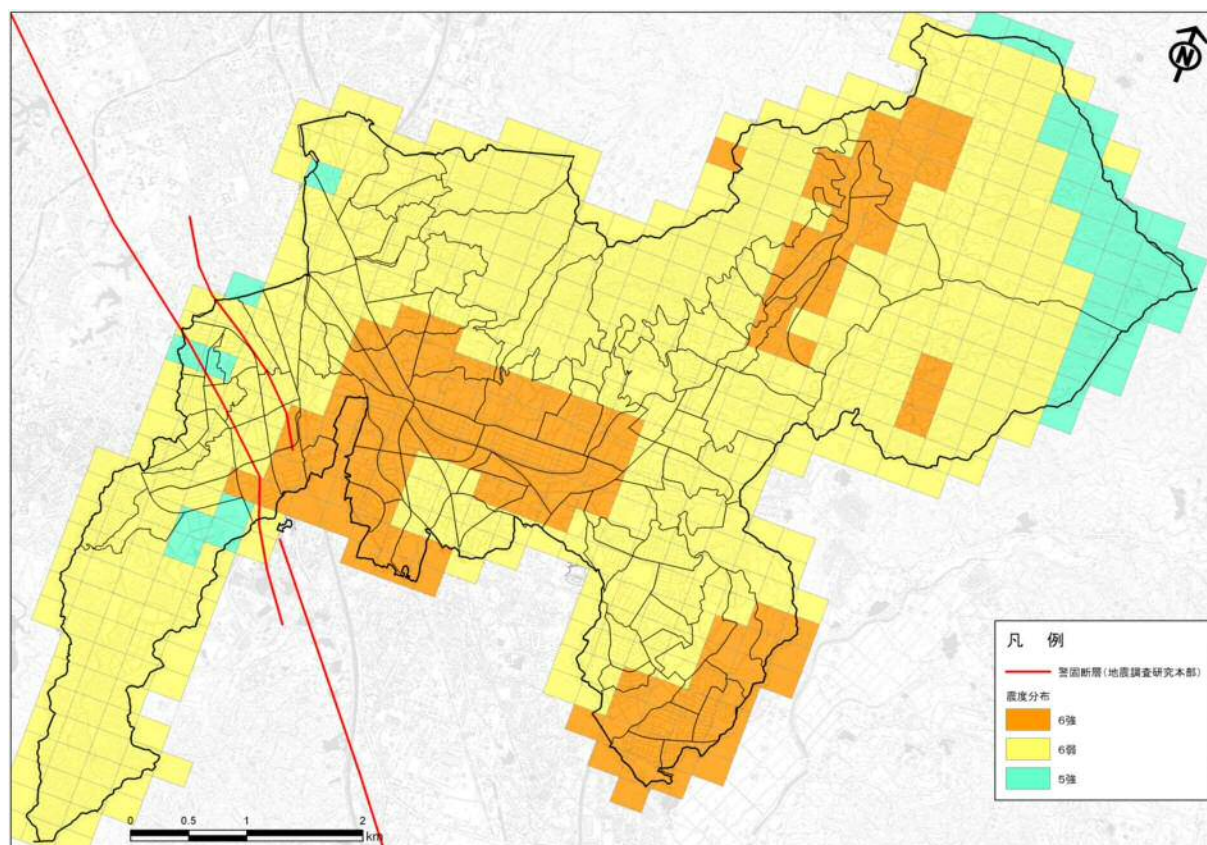
■ 想定地震の活断層分布



■ 警固断層南東部の震度分布図（破壊開始：北西下部）



■太宰府市における震動予測結果(警固断層の震度分布)



資料源：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県平成 24 年 3 月）

■太宰府市の被害想定

想 定 地 震					警固断層（南東部）	※基盤地震動一定
マグニチュード（M）					M 7.2	M6.9
震 度					5 弱～6 強	5弱～6強
液状化現象					極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い
建 築 物 被 害	木造	全 壊 棟 数			1,020	187
		半 壊 棟 数			933	238
		全 半 壊 棟 数 合 計			1,953	425
		全 壊 率（％）			4.7％	0.9％
		半 壊 率（％）			4.3％	1.1％
	非木造	大 破 棟 数			179	19
		中 破 棟 数			256	49
		大 中 破 棟 数 合 計			435	68
		大 破 率（％）			2.1％	0.2％
		中 破 率（％）			3.1％	0.6％
火 災 被 害		出 火 件 数			8	2
		焼 失 棟 数			0	0
上 水 道 管 被 害		被 害 箇 所			268	80
下 水 道 管 被 害		被 害 箇 所			79	9
都 市 ガ ス 管 被 害		被 害 箇 所			31	3
電 柱 被 害		被 害 箇 所			15	3
電 話 柱 被 害		被 害 箇 所			15	3
人 的 被 害		死 者 数			107	17
		負 傷 者 数			1,417	490
		要 救 出 現 場 数			480	82
		要 救 出 者 数			517	86
		要 後 方 医 療 搬 送 者 数			142	49
		避 難 者 数			2,785	478
		帰 宅 困 難 者 数			9,106	9,106
要 救 援 者		食 糧 供 給 対 象 人 口			54,803	28,474
		給 水 対 象 世 帯			22,516	11,699
		生 活 物 資 供 給 対 象 人 口			2,785	478
		エレベーター閉じ込め者数			368	153

※基盤地震動一定：台地・丘陵等の良好な地盤上で震度6弱程度となるよう、マグニチュード6.9、深さ10kmと設定して一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮した想定

資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

第2章 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画、福岡県地域強靱化計画との調和を図る観点から、国、県が定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとしたうえで、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して、地域強靱化を推進する。

1 強靱化の取組姿勢

(1) PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野をもって計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害は、いつ発生するとも知れないことから、短期的な視点に基づき、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことで施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

(2) 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

(3) 代替性・冗長性の確保

治山ダム、砂防堰堤、橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源、市民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

特に、防災・行政情報通信ネットワークシステムの再整備にあたっては、このような考え方を踏まえて取り組むことで、より確実・迅速な情報通信網の構築を図る。

(4) 強靱化への貢献

「自律・分散・協調」型となる市域の形成を促進するほか、大規模災害時には、被災地への人員の派遣、物資の提供、避難者の受入れなど、被災地に対するサポート体制の整備を図る。

(5) 平常時の有効活用を踏まえた対策

安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入など、災害時のみならず平常時の活用も念頭に置いた対策となるように工夫する。

2 強靱化の効果的な取組

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災関連施設の整備や耐震化等のハード面での対策は、対策実施や効果の発揮までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト面での対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

(2) 連携の強化

隣接する各市、福岡県との連携はもとより、協定を締結している自治体や各種団体との連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

(3) 「自助・共助・公助」の適切な組み合わせと連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、市の行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や地域のコミュニティや自主防災組織、NPO(非営利団体)等と協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(県、市町村等)と民(住民、コミュニティ、事業者等)が連携及び役割を分担して取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

(1) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ効率的かつ効果的な維持管理を行う。

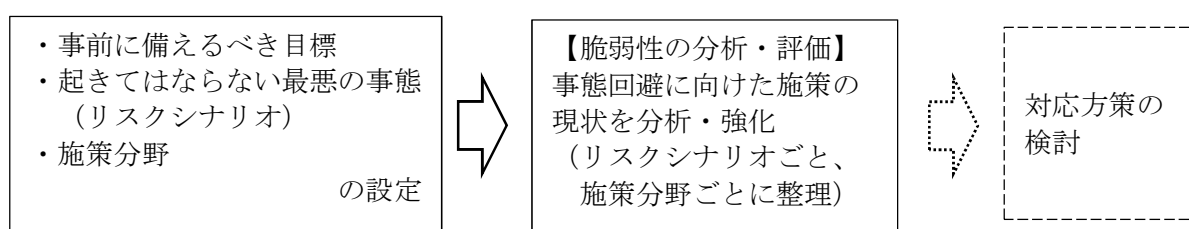
- (2) 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
 コミュニティ機能の向上を図ると共に、地域において強靱化（防災・防犯）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を地域全体の取組として推進する。
 また、県が開催する防災関連の自主防災組織リーダー研修会や各種講習会等への参加を促し、防災環境基盤の強化を図る。
- (3) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
 災害時に、すべての住民が円滑かつ迅速に避難できるように、消防団員、民生委員・児童委員など、地域住民の避難に携わる人材の身の安全に留意したうえで、避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講ずる必要がある。
 また、市の特性上、旅行者、観光客や外国人に対しても、平常時の取組を含めた十分な配慮が必要である

第3章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、国や福岡県が示す評価手法を参考に、以下の流れ沿って脆弱性の分析・評価を実施する。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画は、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定、福岡県の地域強靱化計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

そこで本市においては、地理的条件、社会・経済的条件、災害の特性を踏まえ整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策分野を、個別施策と横断的施策の2つの分野に分け、以下のとおり設定する。

（個別施策分野）

- ①住宅・都市
- ②保険医療・福祉
- ③エネルギー
- ④産業
- ⑤交通・物流
- ⑥農林・水産
- ⑦市土保全
- ⑧環境
- ⑨土地利用
- ⑩行政／警察・消防／防災教育等

(横断的施策分野)

- ⑪リスクコミュニケーション
- ⑫人材育成
- ⑬官民連携
- ⑭老朽化対策

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・公共施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	観光客・通勤者の帰宅困難者に対する水・食料等の供給不足
		2-5	被災地における医療・福祉機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、被災地における疫病・感染症等の大規模発生による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関との連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上下水道の長期にわたる供給・機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	大規模宅地や住宅密集地における広域複合災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流失による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第4章 強靱化施策の推進方針

I 施策推進にあたっての目標値の設定

施策推進にあたっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標は、本市以外の隣接市や県などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、地理的条件、経済・社会状況、自然災害の特性の変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章の脆弱評価結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごと整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものが多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲載は省略する。

○施策名の横の【 】の文字は、各施策を所管する部・課を省略して記載したもの

【総務】：総務部

【防災】：総務部防災安全課

【市民】：市民生活部

【健康】：健康福祉部

【都市】：都市整備部

【観光】：観光経済部

【教育】：教育部

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・公共施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

（住宅・民間特定建築物の耐震化）【都市】【防災】

○建築物の所有者に対し、耐震化の理解を深めるための広報活動や相談窓口を設置するなど、県と連携して木造戸建て住宅や民間※特定建築物の耐震化促進を図る。

※特定建築物：昭和56年6月以前の建築物のうち、学校、体育館、病院、老人ホーム、その他不特定多数の者が利用する建築物で、一定の規模以上の建築物等

（公共施設の耐震化）【総務】【市民】【観光】【教育】【防災】

○公共の特定建築物については、構造躯体の耐震化が図られているが、公共施設の改修など特定建築物以外の施設や建築非構造部材の耐震化についても推進を図る。

（社会福祉施設等の耐災害性強化対策）【健康】【防災】

○自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等について、利用者の安全・安心を確保するための対策を推進する。

（応急危険度判定体制の整備）【総務】【防災】

○被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録数拡大に向け、養成講習会に参加し登録する。

（住環境の整備）【都市】【防災】

○住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や住環境整備事業、狭あい道路整備等促進事業等、国・県の交付金を活用した整備推進について検討する。

（指定緊急避難場所となる施設の整備、老朽化対策）【都市】【防災】【総務】【教育】

○指定緊急避難場所となっている公園、公民館など、施設の機能を維持・充実するための整備を進めていく。

1－2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

（河川改修事業の推進）【都市】【防災】

○大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした市管理の河川について、河道掘削や洪水調整施設等の整備を行う。

（河川堤防の耐浸透、耐震、液状化対策）【都市】【防災】

○河川堤防の安全性確保を図るため、堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、県に定期的な管理を要望する。

（河川管理施設の恒久化対策）【都市】【防災】

○河川管理施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、施設ごとの長寿命化計画等を策定する。

（雨水流出抑制策の推進）【都市】【防災】

○御笠川流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等の雨水流失抑制をさらに進めるため、当該施設の必要性について普及啓発を行う。

（ダムの老朽化対策）【都市】【防災】

○太宰府市の上水道用水として安定的な確保を目的に整備された松川ダム、大佐野ダムについて、施設の安全確保及び長寿命化を図る。

（ハザードマップの作成・活用）【総務】【防災】

○市で作成したハザードマップについて、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、マップを活用した避難訓練を実施する。また、行政出前講座などを通じて活用方法の周知を図り、自主防災組織や自治会独自の取組に繋げていく。

（浸水に対する警戒態勢の整備）【防災】

○水防関係機関への避難判断水位到達情報等を適切に伝達するため、県と連携して情報伝達を実施するとともに、災害時の危機管理体制の確認等を行う。

（大型台風を想定したタイムラインの導入）【防災】

○特別クラスの台風時に災害対応の遅れや逃げ遅れを防ぐことを目的として、より確実な災害対応を行うためのタイムラインを策定し、広く市民に周知を行う。

（ドローン等の新装備活用）【総務】【防災】

○災害発生時に、孤立する集落や団地が発生することを想定し、迅速に被害状況を把握するための手段として、ドローン資格取得者の確保及び機材の導入を検討する。

1－3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（砂防施設等の整備）【都市】【防災】

○土砂災害の防止・軽減を図るため、危険箇所において保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘察しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防堰堤や急傾斜崩壊防止施設などを事業主体の福岡県に要望していく。

（治山施設の整備）【観光】【防災】

○山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を事業主体の福岡県に要望していく。

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）【都市】【防災】

○土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定などの区域の見直しを適時行うとともに、行政出前講座などを通じて土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、土砂災害特別及び警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携しがけ地接近等危険住宅移転事業などの移転支援制度を活用し事業を推進する。

（山地災害危険地区の指定の公表）【都市】【防災】

○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、市ホームページで情報提供する。

1－4 情報伝達の不備や深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

（防災情報通信基盤の整備）【総務】【防災】

○法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、国、県と防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、同ネットワークの再整備を着実に実施する。

（大規模集客施設における避難対策）【総務】【観光】【防災】

○大規模集客施設、太宰府天満宮周辺の各店舗の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。

また、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じた手段を活用し、情報伝達手段の多重化を図る。

（指定緊急避難場所の指定）【総務】【防災】

○指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び新規避難場所・避難所の確保に努める。

（避難行動要支援者の避難支援）【健康】【防災】

○避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、避難行動に不安を抱える市民の登録拡大に努めるとともに、自主防災組織や自治会の役員等を対象とした研修会等を実施し、避難等の支援に繋げる。

（観光客、外国人に対する支援）【観光】【防災】

○災害時に観光客や外国人がすみやかに避難できるよう、（公財）太宰府市国際交流協会と連携し、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を活用するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進に努める。

（防災教育の推進）【教育】【防災】

○児童・生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を含めた危機管理マニュアルを推進する。

また、太宰府市ハザードマップを活用し、行政出前講座などを通じて普及啓発を図る。

《重要業績指標》

- ・狭あい道路の改修（幅員4m以上の市道延長距離）【都市】

254.8km（令和3年度末）⇒257.7km（令和6年度末）

- ・避難行動要支援者にかかる名簿の外部提供同意者数【防災】

1,120人（令和3年度末）⇒1,500人（令和6年度末）

・防災メールまもるくんの登録者数【防災】

3,527人（令和3年度末）⇒3,650人（令和6年度末）

・行政出前講座の実施【防災】15回（令和3年度末）⇒20回（令和6年度末）

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（公助による備蓄・調達の推進）【総務】【健康】【防災】

○災害時に迅速かつ着実に被災地域へ備蓄物資を供給するため、計画的に備蓄品を購入するとともに、救助活動や避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。

また、非常時においては、民間企業などとの災害協定に基づき物資等の供給を行う。

（自助・共助による備蓄の促進）【総務】【防災】

○市民や各事業所等による備蓄を促進するため、行政出前講座や市広報紙等で市民への啓発を行う。

（緊急輸送道路の整備）【都市】【防災】

○大規模災害時に必要な交通路を確保するため、国道・県道等の緊急輸送路の整備に協力するとともに、災害時の防災拠点、防災施設等の整備を行う。

（橋梁の長寿命化）【都市】【防災】

○大規模災害時に市内の主な道路網が長期にわたり寸断されないよう、橋長15m以上の橋梁を対象に、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための整備や耐震対策工事を行う。

（市道道路施設の老朽化対策）【都市】【防災】

○市の道路施設のメンテナンスサイクル構築にあたり、市職員の技術力向上を図るため、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等に参加し、能力の向上を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の発生

（孤立防止対策）【都市】【防災】

○農道や林道を含めた代替ルートの確保や、集落から避難所への避難路等の整備に努める。

（県や民間事業者との連携）【都市】【観光】【防災】

○県や民間事業者等と連携し、道路や農道、林道等の早期啓開体制を整備する。

（孤立集落対策）【都市】【防災】

○コミュニティ無線、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、県消防防災ヘリ、自衛隊のヘリ等による空からの救出・救助や物資の輸送等に必要な臨時ヘリポートの確保や整備を進める。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

（太宰府消防署・出張所等の耐震化）【総務】【防災】

○救助・救急活動の拠点となる消防本部、出張所等の消防施設の耐震化を維持するとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。

（常備消防の充実強化）【総務】【防災】

○常備消防のさらなる充実強化を図るため、筑紫野太宰府消防本部との連携・充実を図る。

（消防団員の充実強化）【総務】【防災】

○市民に対し、消防団活動や、従業員が入団している事業所等の消防団協力事業所表示制度等を周知し、消防団活動への理解と協力を求める。

また、大学生を活用した機能別消防団員の導入など、消防力の向上・充実を図る。

（救助・救急体制の連携・整備）【総務】【防災】

○大規模災害時に被災地で救出・救護の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練等を実施することにより、災害対応能力の維持向上を図る。

（自主防災組織の充実強化）【総務】【防災】

○各自治会の地域リーダーを対象に、自主防災組織の設立に向け、運営のノウハウ等を学ぶ研修や、消防団等との連携強化を目的とした県主催の研修会等への参加を呼びかけ、組織の設立促進と活性化を図る。

2－4 観光客・通勤者の帰宅困難者に対する水・食料等の供給不足

（帰宅困難者に対する支援）【観光】【防災】

○観光客や通勤者の帰宅困難者に対する支援の充実・強化を図るため、観光客や通勤者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保及び事業者等との協定を締結する。

（帰宅困難者に対する水・食料等の備蓄）【観光】【防災】

○観光客や通勤者の一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水や食料等の備蓄の確保を進める。

（災害への備え）【総務】【防災】

○市民に対して、市のホームページ、広報紙、行政出前講座や各種イベントなどあらゆる機会を通じて、非常持出品の準備と備蓄品3日分（できれば1週間）の水・食料等の備蓄などについて啓発を行う。

2－5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

（避難所・現場救護所による医療支援）【健康】【防災】

○災害時の円滑な医療活動のため、筑紫医師会等との協定により、医療救護、薬剤師の編成及び派遣を要請できる体制を維持する。

（エネルギー供給途絶の対策）【健康】【防災】

○大規模災害時に電力供給の途絶に備え、病院等医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置について協力を求める。

（福祉避難所の設置・運営）【健康】【防災】

○一般の避難所での避難が困難な要支援者等のため、福祉避難所を設置し運営する。

また、大規模災害時に電力供給の途絶に備え、福祉避難所等の各施設において、自家発電設備や燃料タンクの設置について協力を求める。

2-6 劣悪な避難生活環境、被災地における疫病・感染症等の大規模発生による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（健康管理体制の構築）【健康】【防災】

○県と連携し、被災者の健康管理の支援を迅速かつ適切に実施できるよう、避難所運営マニュアルを作成し、関係機関等が連携して長期的なケア・健康管理の体制を構築する。

（疫病のまん延防止）【健康】【防災】

○予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認めた場合、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速にできるよう県や関係機関との情報共有を図る。

（感染症の予防・まん延防止）【市民】【健康】

○感染症発生の予防及びまん延防止のため、福岡県感染症予防計画に基づき、感染症指定医療機関を把握するとともに、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

（感染症のまん延やエコノミークラス症候群の対策）【市民】【健康】【防災】

○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患等が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

（保健活動と DHEAT 受援体制）【健康】【防災】

○大規模災害発生直後から、メンタルケアなどの保健活動体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理チームの受援体制を構築する。

《重要業績指標》

・防災倉庫の整備・充実【防災】	3カ所（令和3年度末）⇒	5カ所（令和6年度末）
・消防団員数【防災】	227名（令和3年度末）⇒	250名（令和6年度末）
・自主防災組織の設立数【防災】	37区（令和3年度末）⇒	44区（令和6年度末）
・外国人向けハザードマップ多言語版の作成【防災】	3カ国語（令和3年度末）⇒	4カ国語（令和6年度末）
・福祉避難所の確保【防災】【健康】	6カ所（令和3年度末）⇒	7カ所（令和6年度末）
・福祉避難所運営マニュアルの作成【防災】【健康】	作成済（令和3年度末）⇒	必要に応じて更新
・感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成【防災】	作成済（令和3年度末）⇒	必要に応じて更新
・災害時健康危機管理チームの受援計画の作成【健康】【防災】	未作成（令和3年度末）⇒	作成済（令和6年度末）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

（災害時の警察業務継続体制の確認）【総務】【防災】

○平成24年7月策定の福岡県警察大規模災害対応業務継続計画（BCP）の周知を図る。

（筑紫野警察署の災害警備本部との連携）【総務】【防災】

○災害時・緊急時における、筑紫野警察署との連絡体制を確保する。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関との連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(防災拠点となる公共施設の整備)【総務】【防災】

○太宰府市地域防災計画に基づき、市の防災拠点の耐震化を進める。

(業務継続体制の確保)【総務】【防災】

○大規模災害時の市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制を予め構築するため、業務継続計画（BCP）を策定する。

(各種防災訓練の実施)【総務】【防災】

○市職員の能力、技術の向上や関係機関・団体との連携強化を図るため、災害対応訓練及び9月1日の防災の日に合わせた総合防災訓練を実施する。

(防災拠点の確保)【総務】【防災】

○大規模災害時の応急対策にあたっては、市の主要施設、公共施設等を有効に活用し、応急対策活動に関する防災拠点として、避難所、集結地（自衛隊・消防・警察）、ボランティアセンター、医療救護所、物資受援施設、給水拠点、炊出所、仮設住宅用地、瓦礫集積所、遺体安置所等を確保する。

《重要業績指標》

・業務継続計画（BCP）の作成【防災】

未作成（令和3年度末）⇒作成済（令和6年度末）

・職員の災害対応訓練の実施【総務】【防災】

令和3年6月実施⇒年1回継続実施

・総合防災訓練の実施【総務】【防災】

令和元年9月実施⇒年1回継続実施

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

(市の情報伝達手段の整備)【総務】【防災】

○市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるように、コミュニティ無線をはじめ市の情報伝達手段の多重化を図る。

また、県の新たな災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、市の災害・防災情報をテレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供し、市民への周知を図る。

(防災メール・まもるくんへの登録)【総務】【防災】

○県が運用している気象情報や避難情報を市民へ確実に伝達するため、防災メールまもるくんの登録者拡大に向け、市広報紙への情報掲載やリーフレットの配布、行政出前講座等により市民への周知を図る。

(市の災害情報配信サービス（V-net）への登録)【総務】【防災】

○市が行っている災害情報配信サービス（V-net）への登録者拡大に向け、市広報紙への掲載やリーフレットの配布、行政出前講座等により市民への周知を図る。

(災害・防災情報の利用者への啓発)【総務】【防災】

○市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるように、利用者に対し乾電池、バッテリー等の備蓄を働きかける。

《重要業績指標》

- ・ 災害情報配信サービス（V-n e t）の登録者数【防災】
1,059件（令和3年度末） ⇒ 1,300件（令和6年度末）
- ・ 防災メールまもるくんの登録者数【防災】（再掲）
3,527人（令和3年度末） ⇒ 3,650人（令和6年度末）

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

（エネルギー供給の確保）【都市】【市民】【防災】

○平時はエネルギーを効率的に利用するとともに、エネルギーインフラ（送電線、ガス管等）が途絶した場合の供給体制の維持について、事業者等に働きかける。

なお、災害時に備えて、避難所となりうる公共施設については、再生可能エネルギー設備の設置について調査研究を進める。

5-2 上下水道の長期にわたる供給・機能停止

（上水道施設の耐震化）【都市】【防災】

○上水道施設について、管路の新設更新時には耐震性能を有する管種を選定し、耐震化を図る。

（上水道各施設の整備）【都市】【防災】

○上水道施設の貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の整備について、災害等も念頭に入れ、計画的に整備強化を図る。

（下水道施設の耐震化）【都市】【防災】

○下水道施設の耐震化を図るため、施設の更新時には耐震性能を有する設備への更新を推進する。

（上下水道の非常時の対応）【都市】【防災】

○上下水道施設の被災に備え、上下水道施設の耐震化を推進する。

併せて、水道事業については「太宰府市水道事業危機管理マニュアル」、下水道事業については「太宰府市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」に基づき行動する。

（飲料水の確保）【都市】【防災】

○飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。給水等の不足が予想されるときは、他自治体等に応援給水を要請する。

（水資源の有効活用）【総務】【都市】【教育】【防災】

○雨水の有効利用を推進するため、各公共施設等への雨水タンクの設置を検討するとともに、ため池の整備による有効活用を図る。

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

（鉄道駅の耐震化）【総務】【防災】

○鉄道駅の耐震化を図るため、国、県及び関係機関に耐震化を要望する。

（基幹道路ネットワークの整備）【総務】【防災】【都市】

○大規模災害発生後の道路ネットワークの確保を図る。

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

（道路施設の老朽化対策(維持・管理)）【都市】【防災】

○緊急輸送道路の高速道路、国道3号、県道31号の長寿命化計画による効率的な維持管理・更新を国及び県に要望する。

（市道の老朽化対策(維持・管理)）【都市】【防災】

○市道の維持管理・更新・補修等を計画的に行い、道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成26年6月設置）による支援や橋梁の点検・診断及び修繕に関する講習会や助言、指導等の支援を受ける。

（河川施設の老朽化対策(維持・管理)）【都市】【防災】

○市内を流れる御笠川等の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新を県に要望する。

（北谷ダムの老朽化対策）【都市】

○県管理の北谷ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、県に長寿命化計画による維持管理・更新を要望する。

（砂防、治山、急傾斜地の老朽化対策）【都市】【観光】【防災】

○市北部一帯四王寺山から宝満山に設置してある砂防ダム、治山ダムの安全性の確保及び長寿命化を図るため、国・県に対し各施設の点検実施、効率的な維持管理・更新を要望する。

（農業用ため池の防災対策）【都市】【防災】

○市所在の農業用ため池について、定期的な点検及び診断調査を実施し、ため池の適正管理に努める。

《重要業績指標》

・上水道の耐震化率【都市】 11.5%（令和2年度末） ⇒ 13.2%（令和6年度末）

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

（企業BCPの策定促進）【観光】【防災】

○中小企業等へのBCPの普及を目的に、太宰府市商工会を通じて市内商工業者が作成するBCP策定に関する指導・助言や窓口相談などの取組等について支援を行う。

6-2 食料等の安定供給の停滞

（幹線道路等の整備）【都市】【防災】

○道路機能不全を避け、被災地外からの受援のため、国道県道の拡張等の要望、市道路網の維持・整備を推進する。

（備蓄の促進）【防災】

○市の備蓄以外に、市民、事業所等各主体による備蓄の促進を図る。

《重要業績指標》

・商工業者への業務継続計画（BCP）の作成支援【観光】【防災】
3件（令和3年度末） ⇒ 5件（令和6年度末）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 大規模宅地や住宅密集地における広域複合災害の発生

（大規模住宅地の防災対策）【都市】【防災】

○市内には昭和50年代に造成された大規模団地及び昭和50年以前の密集した老朽木造住宅が約6,000棟余り存在することから、耐震化の推進や防火対策の徹底を図る。

（防火水槽・消火栓の整備）【都市】【防災】

○防火水槽・消火栓の適正な配置を進めるとともに、定期的な点検を実施し維持管理に努める。

7-2 ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流失による多数の死傷者の発生

（ため池の防災対策）【都市】【防災】

○農業用ため池の決壊による災害を防止するため、点検・耐震診断を実施し、その結果を踏まえ必要な施設の整備を行う。

（北谷ダムの耐震化）【都市】【防災】

○豪雨等によるダムの損壊や緊急放流に伴う下流域での災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修について、県（管理者）に適正な維持管理を要望する。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・農業水利施設等の保全）【観光】【都市】【防災】

○農業・農村の多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落の機能維持を図るため、農業者地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に協力し保全に努める。

（森林の整備・保全）【観光】【防災】

○荒廃森林の活用を図るため、森林所有者と協力して、森林の整備・保全に努める。

《重要業績指標》

・木造戸建住宅の耐震化率【都市】 91%（令和3年度末） ⇒ 94%（令和6年度末）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理体制の整備）【市民】【防災】

○被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県の「災害廃棄物処理計画」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を作成し、仮置場、最終処分地を確保して処理体制（収集、分別、運搬、処分等）の整備に努める。

8-2 復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（防災担当職員の育成）【総務】【防災】

○大規模災害時に市の復旧に携わる技術職員の不足が予想されることから、専門的知識を持った

職員の採用と併せて、防災担当職員の育成を行う。また、技術向上のための講習会への参加や防災士資格の取得などに取り組む。

（公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築）【都市】【防災】

○災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係者との復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

（地域防災の担い手の育成とボランティアの受入体制の確立）【総務】【健康】【防災】

○県が実施する防災士養成研修や防災士スキルアップ研修の制度を活用して、資格取得拡大と人材育成に努め、平時・災害時における地域防災活動の担い手を育成する。

また、災害が発生した際に、すみやかに災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、災害ボランティアセンター運営関係者会議を定期的に行い、関係機関の連携を図る。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（文化財や環境的資産の管理）【教育】【防災】

○指定文化財である有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸、書跡、古文書、考古資料、歴史資料等）、及び記念物（史跡、名勝、天然記念物）が大規模災害時に喪失しないよう、日頃から適切な管理と保護を図る。

（地域コミュニティの活性化）【総務】

○市の職員、自治会役員等を対象にした地域コミュニティ活性化のための研修会等を企画し、地域のコミュニティ力の向上を図る。

（自主防災組織の組織化）【総務】【防災】

○各自治会における自主防災組織の設立を推進する。設立した自治会については年に1回の防災訓練の実施、設立していない自治会については各種会議や行政出前講座等などを通じて自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図る。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（公的賃貸住宅、借上型応急仮設住宅等の整備）【総務】【都市】【防災】

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び関係団体と市営住宅や民間住宅の情報を共有する。

また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の建設用の仮事業用地について、公園などの用地を活用し、建設用の仮事業用地を確保する。

《重要業績指標》

・ 防災士資格取得者【防災】	86名（令和3年度末）	⇒	100名（令和6年度末）
・ 史跡地公有化率【教育】	69.6%（令和3年度末）	⇒	71.0%（令和6年度末）
・ 自主防災組織の設立数【防災】（再掲）	37区（令和3年度末）	⇒	44区（令和6年度末）
・ 応急仮設住宅建設可能戸数及び建設候補地の確保【都市】【防災】	263戸・8カ所（令和3年度末）	⇒	300戸・10カ所（令和6年度末）

Ⅲ 施策分野ごとの強化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、14の施策分野（個別施策分野1～10と横断的分野11～14）ごとに推進方針（目標）を整理した。なお、個別施策分野と横断的分野の双方に関連する施策のみ再掲している。

1 個別施策分野

（1）住宅・都市

（住宅・民間特定建築物の耐震化）【都市】【防災】

○建築物の所有者に対し、耐震化の理解を深めるための広報活動や相談窓口を設置するなど、県と連携して木造戸建て住宅や民間※特定建築物の耐震化促進を図る。

※特定建築物：昭和56年6月以前の建築物のうち、学校、体育館、病院、老人ホーム、その他不特定多数の者が利用する建築物で、一定の規模以上の建築物等

（公共施設の耐震化）【総務】【市民】【観光】【教育】【防災】 ※（14）に再掲

○公共の特定建築物については、構造躯体の耐震化が図られているが、公共施設の改修など特定建築物以外の施設や建築非構造部材の耐震化についても推進を図る。

（社会福祉施設等の耐災害性強化対策）【健康】【防災】 ※（14）に再掲

○自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等について、利用者の安全・安心を確保するための対策を推進する。

（応急危険度判定体制の整備）【総務】【防災】

○被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録数拡大に向け、養成講習会に参加し登録する。

（住環境の整備）【都市】【防災】

○住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や住環境整備事業、狭あい道路整備促進事業等、国・県の交付金を活用した整備推進について検討する。

（指定緊急避難場所となる施設の整備、老朽化対策）【都市】【防災】【総務】【教育】

○指定緊急避難場所となっている公園、公民館など、施設の機能を維持・充実するための整備を進めていく。

（指定緊急避難場所の指定）【総務】【防災】

○指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び新規避難場所・避難所の確保に努める。

（飲料水の確保）【都市】【防災】

○飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。給水等の不足が予想されるときは、近隣市町村等に応援を要請する。

（上水道施設の耐震化）【都市】【防災】 ※（14）に再掲

○上水道施設について、管路の新設更新時には耐震性能を有する管種を選定し、耐震化を図る。

（上水道各施設の整備）【都市】【防災】

○上水道施設の貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の整備について、災害等も念頭に入れ、整備強化を図る。

（水資源の有効活用）【総務】【都市】【教育】【防災】

○雨水の有効利用を推進するため、各公共施設等への雨水タンクの設置を検討するとともに、ため池の整備による有効活用を図る。

(下水道施設の耐震化)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○下水道施設の耐震化を図るため、施設の更新時には耐震性能を有する設備への更新を推進する。

(上下水道の非常時の対応)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○上下水道施設の被災に備え、上下水道施設の耐震化を推進する。

併せて、水道事業については「太宰府市水道事業危機管理マニュアル」、下水道事業については「太宰府市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)」に基づき行動する。

(公的賃貸住宅、借上型応急仮設住宅等の整備)【総務】【都市】【防災】

※(4)(9)(13)に再掲

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び関係団体と市営住宅や民間住宅の情報を共有する。

また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の建設用の仮事業用地について、公園などの用地を活用し、建設用の仮事業用地を確保する。

(2) 保健医療・福祉

(避難行動要支援者の避難支援)【健康】【防災】 ※(12)に再掲

○避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、避難行動に不安を抱える市民の登録拡大を図るとともに、自主防災組織や自治会の役員等を対象とした研修会等を実施し、避難等の支援に繋げる。

(避難所・現場救護所による医療支援)【健康】【防災】

○災害時の円滑な医療活動のため、筑紫医師会等との協定により、医療救護、薬剤師の編成及び派遣を要請できる体制を維持する。

(福祉避難所の設置・運営)【健康】【防災】

○一般の避難所での避難が困難な要支援者等のため、福祉避難所を設置し運営する。

また、大規模災害時に電力供給の途絶に備え、福祉避難所等の各施設において、自家発電設備や燃料タンクの設置について協力を求める。

(健康管理体制の構築)【健康】【防災】

○県と連携し、被災者の健康管理の支援を迅速かつ適切に実施できるよう、避難所運営マニュアルを作成し、関係機関等が連携して長期的なケア・健康管理の体制を構築する。

(疫病のまん延防止)【健康】【防災】

○予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認めた場合、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速にできるよう県や関係機関との情報共有を図る。

(感染症の予防・まん延防止)【市民】【健康】

○感染症発生の予防及びまん延防止のため、福岡県感染症予防計画に基づき、感染症指定医療機関を把握するとともに、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

(感染症のまん延やエコノミークラス症候群の対策)【市民】【健康】【防災】

○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患等が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

(保健活動と DHEAT 受援体制)【健康】【防災】

○大規模災害発生直後から、メンタルケアなどの保健活動体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理チームの受援体制を構築する。

(3) エネルギー

(エネルギー供給の確保)【都市】【防災】 ※(13)に再掲

○平時はエネルギーを効率的に利用するとともに、エネルギーインフラ（送電線、ガス管等）が途絶した場合の供給体制の維持について、事業者等に働きかける。

なお、災害時に備えて、避難所となりうる公共施設については、再生可能エネルギー設備の設置について調査研究を進める。

(エネルギー供給途絶の対策)【健康】【防災】 ※(13)に再掲

○大規模災害時に電力供給の途絶に備え、病院等医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置について協力を求める。

(4) 産 業

(企業BCPの策定促進)【観光】【防災】 ※(13)に再掲

○中小企業等へのBCPの普及を目的に、太宰府市商工会を通じて市内商工業者が作成するBCP策定に関する指導・助言や窓口相談などの取組等について支援を行う。

(公的賃貸住宅、借上型応急仮設住宅等の整備)【総務】【都市】【防災】

※(1)(9)(13)に再掲

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び関係団体と市営住宅や民間住宅の情報を共有する。

また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の建設用の仮事業用地について、公園などの用地を活用し、建設用の仮事業用地を確保する。

(5) 交通・物流

(緊急輸送道路の整備)【都市】【防災】

○大規模災害時に必要な交通路を確保するため、国道・県道等の緊急輸送路の整備に協力するとともに、災害時の防災拠点、防災施設等の整備を行う。

(橋梁の長寿命化)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○大規模災害時に市内の主な道路網が長期にわたり寸断されないよう、橋長15m以上の橋梁を対象に、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための整備や耐震対策工事を行う。

(市道道路施設の老朽化対策)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○市の道路施設のメンテナンスサイクル構築にあたり、市職員の技術力向上を図るため、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等に参加し、能力の向上を図る。

(孤立防止対策)【都市】【防災】

○農道や林道を含めた代替ルートの確保や、集落から避難所への避難路等の整備に努める。

(県や民間事業者との連携)【都市】【観光】【防災】 ※(13)に再掲

○県や民間事業者等と連携し、道路や農道、林道等の早期啓開体制を整備する。

(鉄道駅の耐震化)【総務】【防災】 ※(13)に再掲

○鉄道駅の耐震化を図るため、国、県及び関係機関に耐震化を要望する。

(基幹道路ネットワークの整備)【総務】【防災】【都市】

○大規模災害発生後の道路ネットワークの確保を図る。

(道路施設の老朽化対策(維持・管理))【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○緊急輸送道路の高速道路、国道3号、県道31号の長寿命化計画による効率的な維持管理・更新を国及び県に要望する。

(市道の老朽化対策(維持・管理))【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○市道の維持管理・更新・補修等を計画的に行い、道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」(平成26年6月設置)による支援や橋梁の点検・診断及び修繕に関する講習会や助言、指導等の支援を受ける。

(6) 農林・水産

(農業用ため池の防災対策)【都市】【防災】

○市所在の農業用ため池について、定期的な点検及び診断調査を実施し、ため池の適正管理に努める。

(農地・農業水利施設等の保全)【観光】【都市】【防災】

○農業・農村の多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落の機能維持を図るため、農業者地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に協力し保全に努める。

(森林の整備・保全)【観光】【防災】

○荒廃森林の活用を図るため、森林所有者と協力して、森林の整備・保全に努める。

(7) 市土の保全

(河川改修事業の推進)【都市】【防災】

○大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした市管理の河川について、河道掘削や洪水調整施設等の整備を行う。

(河川堤防の耐浸透、耐震、液状化対策)【都市】【防災】

○河川堤防の安全性確保を図るため、堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、県に定期的な管理を要望する。

(河川管理施設の恒久化対策)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○河川管理施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、施設ごとの長寿命化計画等を策定する。

(雨水流出抑制策の推進)【都市】【防災】

○御笠川流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等の雨水流失抑制をさらに進めるため、当該施設の必要性について普及啓発を行う。

(河川施設の老朽化対策(維持・管理))【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○市内を流れる御笠川等の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新を県に要望する。

(ダムの老朽化対策)【都市】【防災】 ※(14)に再掲

○太宰府市の上水道用水として安定的な確保を目的に整備された松川ダム、大佐野ダムについて、施設の安全確保及び長寿命化を図る。

(北谷ダムの老朽化対策)【都市】 ※(14)に再掲

○県管理の北谷ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、県に長寿命化計画による維持管理・更新を要望する。

（ハザードマップの作成・活用）【総務】【防災】 ※（１０）（１１）に再掲

○市で作成したハザードマップについて、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、マップを活用した避難訓練を実施する。また、行政出前講座などを通じて活用方法の周知を図り、自主防災組織や自治会独自の取組に繋げていく。

（浸水に対する警戒態勢の整備）【防災】 ※（１１）に再掲

○水防関係機関への避難判断水位到達情報等を適切に伝達するため、県と連携して情報伝達を実施するとともに、災害時の危機管理体制の確認等を行う。

（ドローン等の新装備活用）【総務】【防災】 ※（１２）に再掲

○災害発生時に、孤立する集落や団地が発生することを想定し、迅速に被害状況を把握するための手段として、ドローン資格取得者の確保及び機材の導入を検討する。

（砂防施設等の整備）【都市】【防災】

○土砂災害の防止・軽減を図るため、危険箇所において保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防堰堤や急傾斜崩壊防止施設などを事業主体の県に要望していく。

（治山施設の整備）【観光】【防災】

○山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を事業主体の福岡県に要望していく。

（幹線道路等の整備）【都市】【防災】

○道路機能不全を避け、被災地外からの受援のため、国道県道の拡張等の要望、市道路網の維持・整備を推進する。

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）【都市】【防災】 ※（１１）に再掲

○土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定などの区域の見直しを適時行うとともに、行政出前講座などを通じて土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、土砂災害特別及び警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携しがけ地接近等危険住宅移転事業などの移転支援制度を活用し事業を推進する。

（山地災害危険地区の指定[※]の公表）【都市】【防災】

○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、市ホームページで情報提供する。

（砂防、治山、急傾斜地の老朽化対策）【都市】【観光】【防災】 ※（１４）に再掲

○市北部一帯四王寺山から宝満山に設置してある砂防ダム、治山ダムの安全性の確保及び長寿命化を図るため、国・県に対し各施設の点検実施、効率的な維持管理・更新を要望する。

（大規模住宅地の防災対策）【都市】【防災】 ※（１４）に再掲

○市内には昭和５０年代に造成された大規模団地及び昭和５０年以前の密集した老朽木造住宅が約６,０００棟余り存在することから、耐震化の推進や防火対策の徹底を図る。

（防火水槽・消火栓の整備）【防災】

○防火水槽・消火栓の適正な配置を進めるとともに、定期的な点検を実施し維持管理に努める。

（ため池の防災対策）【都市】【防災】 ※（１１）に再掲

○農業用ため池の決壊による災害を防止するため、点検・耐震診断を実施し、その結果を踏まえ必要な施設の整備を行う。

（防災担当職員の育成）【総務】【防災】 ※（１２）に再掲

○大規模災害時に市の復旧に携わる技術職員の不足が予想されることから、専門的知識を持った

職員の採用と併せて、防災担当職員の育成を行う。また、技術向上のための講習会への参加や防災士資格の取得などに取り組む。

（公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築）【都市】【防災】

○災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係者との復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

（地域防災の担い手の育成とボランティアの受入体制の確立）【総務】【健康】【防災】

※（１２）に再掲

○県が実施する防災士養成研修や防災士スキルアップ研修の制度を活用して、資格取得拡大と人材育成に努め、平時・災害時における地域防災活動の担い手を育成する。

また、災害が発生した際に、すみやかに災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、災害ボランティアセンター運営関係者会議を定期的に行い、関係機関の連携を図る。

（文化財や環境的資産の管理）【教育】【防災】 ※（１１）に再掲

○指定文化財である有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸、書跡、古文書、考古資料、歴史資料等）、及び記念物（史跡、名勝、天然記念物）が大規模災害時に喪失しないよう、日頃から適切な管理と保護を図る。

（８）環 境

（災害廃棄物処理体制の整備）【市民】【防災】

○被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県の「災害廃棄物処理計画」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を作成し、仮置場、最終処分地を確保して処理体制（収集、分別、運搬、処分等）の整備に努める。

（９）土地利用（市地利用）

（公的賃貸住宅、借上型応急仮設住宅等の整備）【総務】【都市】【防災】

※（１）（４）（１３）に再掲

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び関係団体と市営住宅や民間住宅の情報を共有する。

また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の建設用の仮事業用地について、公園などの用地を活用し、建設用の仮事業用地を確保する。

（１０）行政／警察・消防／防災教育

（ハザードマップの作成・活用）【総務】【防災】 ※（７）（１１）に再掲

○市で作成したハザードマップについて、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、マップを活用した避難訓練を実施する。また、行政出前講座などを通じて活用方法の周知を図り、自主防災組織や自治会独自の取組に繋げていく。

（大型台風を想定したタイムラインの導入）【防災】 ※（１１）に再掲

○特別クラスの台風時に災害対応の遅れや逃げ遅れを防ぐことを目的として、より確実な災害対応を行うためのタイムラインを策定し、広く市民に周知を行う。

（防災情報通信基盤の整備）【総務】【防災】

○法令に基づく情報の収集・伝達を確実にするため、国、県と防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、同ネットワークの再整備を着実に実施する。

（大規模集客施設における避難対策）【総務】【観光】【防災】 ※（１１）に再掲

○大規模集客施設、太宰府天満宮周辺の各店舗の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。

また、災害時の通信手段として有効なＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）など、地域の特性に応じた手段を活用し、情報伝達手段の多重化を図る。

（観光客、外国人に対する支援）【観光】【防災】 ※（１２）（１３）に再掲

○災害時に観光客や外国人がすみやかに避難できるよう、（公財）太宰府市国際交流協会と連携し、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を活用するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進を行う。

（防災教育の推進）【教育】【防災】 ※（１１）（１２）に再掲

○児童・生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を含めた危機管理マニュアルを推進する。

また、太宰府市ハザードマップを活用し、行政出前講座などを通じて普及啓発を図る。

（公助による備蓄・調達の推進）【総務】【健康】【防災】

○災害時に迅速かつ着実に被災地域へ備蓄物資を供給するため、計画的に備蓄品を購入するとともに、救助活動や避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。

また、非常時においては、民間企業などとの災害協定に基づき物資等の供給を行う。

（自助・共助による備蓄の促進）【総務】【防災】 ※（１１）に再掲

○市民や各事業所等による備蓄を促進するため、行政出前講座や市広報紙等で市民への啓発を行う。

（孤立集落対策）【都市】【防災】

○コミュニティ無線、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、県消防防災ヘリ、自衛隊のヘリ等による空からの救出・救助や物資の輸送等に必要な臨時ヘリポートの確保や整備を進める。

（太宰府消防署・出張所等の耐震化）【総務】【防災】 ※（１４）に再掲

○救助・救急活動の拠点となる消防本部、出張所等の消防施設の耐震化を維持するとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。

（常備消防の充実強化）【総務】【防災】

○常備消防のさらなる充実強化を図るため、筑紫野太宰府消防本部との連携・充実を図る。

（消防団員の充実強化）【総務】【防災】 ※（１２）に再掲

○市民に対し、消防団活動や、従業員が入団している事業所等の消防団協力事業所表示制度等を周知し、消防団活動への理解と協力を求める。

また、大学生を活用した機能別消防団員の導入など、消防力の向上・充実を図る。

（救助・救急体制の連携・整備）【総務】【防災】

○大規模災害時に被災地で救出・救護の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練等を実施することにより、災害対応能力の維持向上を図る。

（自主防災組織の充実強化）【総務】【防災】 ※（１１）に再掲

○各自治会の地域リーダーを対象に、自主防災組織の設立に向け、運営のノウハウ等を学ぶ研修や、消防団等との連携強化を目的とした県主催の研修会等への参加を呼びかけ、組織の設立促進と活性化を図る。

（帰宅困難者に対する水・食料等の備蓄）【観光】【防災】

○観光客や通勤者の一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水や食料等の備蓄の確保を進める。

（災害への備え）【総務】【防災】

○市民に対して、市のホームページ、広報紙、行政出前講座や各種イベントなどあらゆる機会を通じて、非常持出品の準備と備蓄品3日分（できれば1週間）の水・食料等の備蓄などについて啓発を行う。

（備蓄の促進）【防災】 ※（13）に再掲

○市の備蓄以外に、市民、事業所等各主体による備蓄の促進を図る。

（災害時の警察業務継続体制の確認）【総務】【防災】

○平成24年7月策定の福岡県警察大規模災害対応業務継続計画（BCP）の周知を図る。

（筑紫野警察署の災害警備本部との連携）【総務】【防災】

○災害時・緊急時における、筑紫野警察署との連絡体制を確保する。

（防災拠点となる公共施設の整備）【総務】【防災】

○太宰府市地域防災計画に基づき、市の防災拠点の耐震化を進める。

（業務継続体制の確保）【総務】【防災】

○大規模災害時の市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制を予め構築するため、業務継続計画（BCP）を策定する。

（各種防災訓練の実施）【総務】【防災】 ※（11）（12）に再掲

○市職員の能力、技術の向上や関係機関・団体との連携強化を図るため、災害対応訓練及び9月1日の防災の日に合わせた総合防災訓練を実施する。

（防災拠点の確保）【総務】【防災】

○大規模災害時の応急対策にあたっては、市の主要施設、公共施設等を有効に活用し応急対策活動に関する防災拠点として、避難所、集結地（自衛隊・消防・警察）、ボランティアセンター、医療救護所、物資受援施設、給水拠点、炊出所、仮設住宅用地、瓦礫集積所、遺体安置所等について確保する。

（市の情報伝達手段の整備）【総務】【防災】

○市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるように、コミュニティ無線をはじめ市の情報伝達手段の多重化を図る。

また、県の新たな災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、市の災害・防災情報をテレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供し、市民への周知を図る。

（防災メール・まもるくんへの登録）【総務】【防災】

○県が運用している気象情報や避難情報を市民へ確実に伝達するため、防災メールまもるくんの登録者拡大に向け、市広報紙への情報掲載やリーフレットの配布、行政出前講座等により市民への周知を図る。

（市の災害情報配信サービス（V-net）への登録）【総務】【防災】

○市が行っている災害情報配信サービス（V-net）による災害情報及び避難情報への登録者拡大に向け、市広報紙への掲載やリーフレットの配布、行政出前講座等により市民への周知を図る。

（災害・防災情報の利用者への啓発）【総務】【防災】

○市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるように、利用者に対し乾電池、バッテリー等の備蓄を働きかける。

（自主防災組織の組織化）【総務】【防災】 ※（11）に再掲

○各自治会における自主防災組織の設立を推進する。設立した自治会については年に1回の防災訓練の実施、設立していない自治会については各種会議や行政出前講座等などを通じて自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図る。

2 横断的分野

(11) リスクコミュニケーション

(ハザードマップの作成・活用)【総務】【防災】 ※(7)(10)に再掲

○市で作成したハザードマップについて、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、マップを活用した避難訓練を実施する。また、行政出前講座などを通じて活用方法の周知を図り、自主防災組織や自治会独自の取組に繋げていく。

(浸水に対する警戒態勢の整備)【防災】 ※(7)に再掲

○水防関係機関への避難判断水位到達情報等を適切に伝達するため、県と連携して情報伝達を実施するとともに、災害時の危機管理体制の確認等を行う。

(大型台風を想定したタイムラインの導入)【防災】 ※(10)に再掲

○特別クラスの台風時に災害対応の遅れや逃げ遅れを防ぐことを目的として、より確実な災害対応を行うためのタイムラインを策定し、広く市民に周知を行う。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)【都市】【防災】 ※(7)に再掲

○土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定などの区域の見直しを適時行うとともに、行政出前講座などを通じて土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、土砂災害特別及び警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携しがけ地接近等危険住宅移転事業などの移転支援制度を活用し事業を推進する。

(大規模集客施設における避難対策)【総務】【観光】【防災】 ※(10)に再掲

○大規模集客施設、太宰府天満宮周辺の各店舗の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。

また、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN(Wi-Fi)など、地域の特性に応じた手段を活用し、情報伝達手段の多重化を図る。

(防災教育の推進)【教育】【防災】 ※(10)(12)に再掲

○児童・生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を含めた危機管理マニュアルを推進する。

また、太宰府市ハザードマップを活用し、行政出前講座などを通じて普及啓発を図る。

(自助・共助による備蓄の促進)【総務】【防災】 ※(10)に再掲

○市民や各事業所等による備蓄を促進するため、行政出前講座や市広報紙等で市民への啓発を行う。

(自主防災組織の充実強化)【総務】【防災】 ※(10)に再掲

○各自治会の地域リーダーを対象に、自主防災組織の設立に向け、運営のノウハウ等を学ぶ研修や、消防団等との連携強化を目的とした県主催の研修会等への参加を呼びかけ、組織の設立促進と活性化を図る。

(各種防災訓練の実施)【総務】【防災】 ※(10)(12)に再掲

○市職員の能力、技術の向上や関係機関・団体との連携強化を図るため、災害対応訓練及び9月1日の防災の日に合わせて総合防災訓練を実施する。

(ため池の防災対策)【都市】【防災】 ※(7)に再掲

○農業用ため池の決壊による災害を防止するため、点検・耐震診断を実施し、その結果を踏まえ必要な施設の整備を行う。

(文化財や環境的資産の管理)【教育】【防災】 ※(7)に再掲

○指定文化財である有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸、書跡、古文書、考古資料、歴史資料等)、及び記念物(史跡、名勝、天然記念物)が大規模災害時に喪失しないよう、日頃から適切な

管理と保護を図る。

（地域コミュニティの活性化）【総務】

○市の職員、自治会役員等を対象にした地域コミュニティ活性化のための研修会等を企画し、地域のコミュニティ力の向上を図る。

（自主防災組織の組織化）【総務】【防災】 ※（１０）に再掲

○各自治会における自主防災組織の設立を推進する。設立した自治会については年に１回の防災訓練の実施、設立していない自治会については各種会議や行政出前講座等などを通じて自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図る。

（１２） 人材育成

（避難行動要支援者の避難支援）【健康】【防災】 ※（２）に再掲

○避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、避難行動に不安を抱える市民の登録拡大を図るとともに、自主防災組織や自治会の役員等を対象とした研修会等を実施し、避難等の支援に繋げる。

（消防団員の充実強化）【総務】【防災】 ※（１０）に再掲

○市民に対し、消防団活動や、従業員が入団している事業所等の消防団協力事業所表示制度等を周知し、消防団活動への理解と協力を求める。

また、大学生を活用した機能別消防団員の導入など、消防力の向上・充実を図る。

（防災担当職員の育成）【総務】【防災】 ※（７）に再掲

○大規模災害時に市の復旧に携わる技術職員の不足が予想されることから、専門的知識を持った職員の採用と併せて、防災担当職員の育成を行う。また、技術向上のための講習会への参加や防災士資格の取得などに取り組む。

（防災教育の推進）【教育】【防災】 ※（１０）（１１）に再掲

○児童・生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を含めた危機管理マニュアルを推進する。

（各種防災訓練の実施）【総務】【防災】 ※（１０）（１１）に再掲

○市職員の能力、技術の向上や関係機関・団体との連携強化を図るため、災害対応訓練及び９月１日の防災の日に合わせた総合防災訓練を実施する。

（地域防災の担い手の育成とボランティアの受入体制の確立）【総務】【健康】【防災】

※（７）に再掲

○県が実施する防災士養成研修や防災士スキルアップ研修の制度を活用して、資格取得拡大と人材育成に努め、平時・災害時における地域防災活動の担い手を育成する。

また、災害が発生した際に、すみやかに災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、災害ボランティアセンター運営関係者会議を定期的開催し、関係機関の連携を図る。

（観光客、外国人に対する支援）【観光】【防災】 ※（１０）（１３）に再掲

○災害時に観光客や外国人がすみやかに避難できるよう、（公財）太宰府市国際交流協会と連携し、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を活用するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進を行う。

（ドローン等の新装備活用）【総務】【防災】 ※（７）に再掲

○災害発生時に、孤立する集落や団地が発生することを想定し、迅速に被害状況を把握するための手段として、ドローン資格取得者の確保及び機材の導入を検討する。

(13) 官民連携

(観光客、外国人に対する支援)【観光】【防災】 ※(10)(12)に再掲

○災害時に観光客や外国人がすみやかに避難できるよう、(公財)太宰府市国際交流協会と連携し、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を活用するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進を行う。

(企業BCPの策定促進)【観光】【防災】 ※(4)に再掲

○中小企業等へのBCPの普及を目的に、太宰府市商工会が作成するBCP策定や窓口相談などの取組等について支援を行う。

(県や民間事業者との連携)【都市】【観光】【防災】 ※(5)に再掲

○県や民間事業者等と連携し、道路や農道、林道等の早期啓開体制を整備する。

(鉄道駅の耐震化)【総務】【防災】 ※(5)に再掲

○鉄道駅の耐震化を図るため、国、県及び関係機関に耐震化を要望する。

(帰宅困難者に対する支援)【観光】【防災】

○観光客や通勤者の帰宅困難者に対する支援の充実・強化を図るため、観光客や通勤者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保及び事業者等との協定を締結する。

(エネルギー供給の確保)【都市】【防災】 ※(3)に再掲

○平時はエネルギーを効率的に利用するとともに、エネルギーインフラ(送電線、ガス管等)が途絶した場合の供給体制の維持について、事業者等に働きかける。

なお、災害時に備えて、避難所となりうる公共施設については、再生可能エネルギー設備の設置について調査研究を進める。

(エネルギー供給途絶の対策)【健康】【防災】 ※(3)に再掲

○大規模災害時に電力供給の途絶に備え、病院等医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置について協力を求める。

(公的賃貸住宅、借上型応急仮設住宅等の整備)【総務】【都市】【防災】

※(1)(4)(9)に再掲

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び関係団体と市営住宅や民間住宅の情報を共有する。

また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の建設用の仮事業用地について、公園などの用地を活用し、建設用の仮事業用地を確保する。

(備蓄の促進)【防災】 ※(10)に再掲

○市の備蓄以外に、市民、事業所等各主体による備蓄の促進を図る。

(14) 老朽化対策

(ダムの老朽化対策)【都市】【防災】 ※(7)に再掲

○太宰府市の上水道用水として安定的な確保を目的に整備された松川ダム、大佐野ダムについて、施設の安全確保及び長寿命化を図る。

(橋梁の長寿命化)【都市】【防災】 ※(5)に再掲

○大規模災害時に、市内の主な道路網が長期にわたり寸断されないよう橋長15m以上の橋梁を対象に、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための整備や耐震対策工事を行う。

(河川施設の老朽化対策(維持・管理))【都市】【防災】 ※(7)に再掲

○市内を流れる御笠川等の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新を県に

要望する。

（市道道路施設の老朽化対策）【都市】【防災】 ※（５）に再掲

○市の道路施設のメンテナンスサイクル構築にあたり、市職員の技術力向上を図るため、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等に参加し能力の向上を図る。

（太宰府消防署・出張所等の耐震化）【総務】【防災】 ※（１０）に再掲

○救助・救急活動の拠点となる消防本部、出張所等の消防施設の耐震化を維持するとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。

（上水道施設の耐震化）【都市】【防災】 ※（１）に再掲

○上水道施設について、管路の新設更新時には耐震性能を有する管種を選定し、耐震化を図る。

（下水道施設の耐震化）【都市】【防災】 ※（１）に再掲

○下水道施設の耐震化を図るため、施設の更新時には耐震性能を有する設備への更新を推進する。

（上下水道の非常時の対応）【都市】【防災】 ※（１）に再掲

○上下水道施設の被災に備え、上下水道施設の耐震化を推進する。

併せて、水道事業については「太宰府市水道事業危機管理マニュアル」、下水道事業については「太宰府市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」に基づき行動する。

（道路施設の老朽化対策(維持・管理)）【都市】【防災】 ※（５）に再掲

○緊急輸送道路の高速道路、国道３号、県道３１号の長寿命化計画による効率的な維持管理・更新を国及び県に要望する。

（市道の老朽化対策(維持・管理)）【都市】【防災】 ※（５）に再掲

○市道の維持管理・更新・補修等を計画的に行い、道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成２６年６月設置）による支援や橋梁の点検・診断及び修繕に関する講習会や助言、指導等の支援を受ける。

（河川管理施設の恒久化対策）【都市】【防災】 ※（７）に再掲

○河川管理施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、施設ごとの長寿命化計画等を策定する。

（北谷ダムの老朽化対策）【都市】 ※（７）に再掲

○県管理の北谷ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、県に長寿命化計画による維持管理・更新を要望する。

（北谷ダムの耐震化）【都市】【防災】

○豪雨等によるダムの損壊や緊急放流に伴う下流域での災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修について、県（管理者）に適正な維持管理を要望する。

（砂防、治山、急傾斜地の老朽化対策）【都市】【観光】【防災】 ※（７）に再掲

○市北部一帯四王寺山から宝満山に設置してある砂防ダム、治山ダムの安全性の確保及び長寿命化を図るため、国・県に対し各施設の点検実施、効率的な維持管理・更新を要望する。

（大規模住宅地の防災対策）【都市】【防災】 ※（７）に再掲

○市内には昭和５０年代に造成された大規模団地及び昭和５０年以前の密集した老朽木造住宅が約６,０００棟余り存在することから、耐震化の推進や防火対策の徹底を図る。

（公共施設の耐震化）【総務】【市民】【観光】【教育】【防災】 ※（１）に再掲

○公共の特定建築物については、構造躯体の耐震化が図られているが、公共施設の改修など適時においては、特定建築物以外の施設や建築非構造部材の耐震化についても促進を図る。

（社会福祉施設等の耐災害性強化対策）【健康】【防災】 ※（１）に再掲

○自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等について、利用者の安全・安心を確保するための対策を推進する。